



第4次 神崎市男女共同 参画基本計画

DV被害者支援計画・
女性の活躍推進計画

令和7年度～令和11年度

はじめに

神崎市では、令和5年3月に第2次神崎市総合計画（後期基本計画）を策定し、「幸せつなごう かんぎき」を将来像とし、実現に向けた取り組みを推進しているところです。

男女共同参画においても、平成22年に「神崎市男女共同参画基本計画・DV被害者支援計画」、平成27年に「第2次神崎市男女共同参画基本計画・DV被害者支援計画」、令和2年に「第3次神崎市男女共同参画基本計画・DV被害者支援計画・女性の活躍推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、目標を掲げて総合的かつ計画的な施策の実施に取り組んでまいりました。



現在、日本は少子高齢化や人口減少、デジタル化社会への対応やジェンダー平等に向けた世界的な潮流、多様性の尊重など、私たちを取り巻く環境は近年大きく変化し続けており、人々の価値観や生活スタイルも多様化しています。

このような変化に対応しながら、地域や社会の活力を高め、持続的な発展を図っていくために、性別に関わりなく誰もが個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

このような状況を踏まえ、これまでの第3次計画に掲げられた基本理念の考え方を継承しつつ、さらなる男女共同参画の推進を図るため「第4次神崎市男女共同参画基本計画・DV被害者支援計画・女性の活躍推進計画」を策定いたしました。

本計画は、市民意識調査の結果や国・県の動向、さらには本市におけるこれまでの成果と課題を検証した結果を反映したものであり、本市の男女共同参画社会づくりの新たな指針となるものです。

今後は、本計画に基づき、市民一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できるまちづくりを進めてまいります。そのためにも、行政だけでなく市民や事業者、関係団体などの皆様との連携・協力が不可欠です。より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、市民意識調査、パブリックコメントなどにご協力いただきました多くの市民の皆様並びにご尽力くださいました神崎市男女共同参画審議会の委員の皆様にご心から厚く感謝申し上げます。

令和7年3月

神崎市長 **實松 尊徳**

(目次)

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 近年の男女共同参画の動向.....	2
(1) 国の動向	2
(2) 県の動向	4
3 本計画とSDGsの関連性.....	5
4 計画の位置づけ	6
5 計画の期間	6
6 計画の策定体制	7
(1) 神崎市男女共同参画審議会における審議.....	7
(2) アンケート調査の実施.....	7
(3) パブリックコメントの実施.....	7
第2章 男女を取り巻く社会情勢の変化.....	8
1 人口の動向	8
2 世帯数の推移	9
3 外国人の状況	10
4 生涯未婚率の推移	11
5 合計特殊出生率の状況.....	12
6 女性の労働力率	12
7 従業上の地位の状況.....	13
8 子どもがいる夫婦の共働き世帯割合の推移.....	13
9 第3次神崎市男女共同参画基本計画の取組状況.....	14
(1) 評価方法	14
(2) 評価結果の総括.....	14
(3) 事業・取組の評価.....	15
第3章 計画の基本的な考え方	17
1 神崎市が目指すまちの姿（基本理念）	17
2 計画の体系	18
第4章 重点目標ごとの取組	20
基本方向1 男女共同参画推進の基盤づくり	20
重点目標1 幼少期からの男女共同参画の意識づくり	20
重点目標2 家庭における男女共同参画の推進.....	23

基本方向2	安全・安心に暮らすことができる社会づくり	27
重点目標3	男女間のあらゆる暴力の根絶	27
重点目標4	生涯を通じた男女の健康支援	35
重点目標5	生活に困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境づくり	37
重点目標6	女性視点を反映した地域の防災力向上	38
基本方向3	女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり	41
重点目標7	女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革	41
重点目標8	政策・方針決定過程への女性の参画の推進	45
重点目標9	仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり	47
第5章	数値目標一覧	50
第6章	推進体制の充実・連携強化	51
1	計画の推進体制の充実	51
2	庁内各課の役割の強化	51
3	市民と事業者、行政の連携及び協働で取り組む男女共同参画	51
参考資料		52
1	男女共同参画社会基本法	52
2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	55
3	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	61
4	神崎市男女共同参画審議会設置要綱	67
5	神崎市男女共同参画審議会委員名簿（任期：令和6年～）	69
6	用語解説	71
7	相談機関一覧	74
7	計画策定経緯	76

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女が個人として尊重され、性別に関わりなく自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、ともに責任を負う社会です。

我が国においては、1999年（平成11年）に男女平等の実現に向けた取組をより進めるとともに、少子高齢化や経済情勢の変化に対応するため、男女が性別に関係なく個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することを目的とし、「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

同法では、「少子高齢化の進行等、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していくために、男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題であり、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進することが重要である」とし、市町村に対しては、当該市町村における男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画である「市町村男女共同参画計画」の策定を努力義務として定めています。

その後も、国は男女平等の実現に向けて法整備を行い、2001年（平成13年）に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）では、市町村に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な計画を定めるよう求めています。

2016年（平成28年）4月には、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的とした、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が全面的に施行されました。

また、2020年（令和2年）12月には、人口減少社会の本格化やジェンダー平等に向けた世界的な潮流などを背景に、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、地域活動における女性の活躍・男女共同参画など11の個別分野を設けた「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

神崎市では、令和2年3月に令和6年度を目標年度とする「第3次神崎市男女共同参画基本計画・DV被害者支援計画・女性の活躍推進計画」を策定し、各分野における男女共同参画、DVの防止及び被害者への支援、女性の参画拡大、男女の人権の尊重などに取り組んできました。

本計画は、「第3次神崎市男女共同参画基本計画・DV被害者支援計画・女性の活躍推進計画」の計画期間が令和6年度で終了することから、社会経済情勢の変化や法制度の拡充を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた施策を更に総合的、計画的に推進していくことを目的として「第4次神崎市男女共同参画基本計画・DV被害者支援計画・女性の活躍推進計画」を策定するものです。

2 近年の男女共同参画の動向

(1) 国の動向

①「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の成立・改正

平成27年8月に「女性活躍推進法」が成立し、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること」などを基本原則とし、国・地方公共団体、一部企業に対し、女性の活躍に関する状況把握・課題分析とそれを解決するにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定等が義務付けられました。

令和元年には、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大などによる女性活躍の推進、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設などハラスメント対策の強化などが盛り込まれた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立、公布されました。

②「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行

平成30年度に、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数をできる限り均等にすることを目指すことなどを基本原則として、公布・施行され、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの候補者の数について目標を定めるなど、自主的に取り組むよう努めることなどが定められています。

令和3年6月には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、政党その他の政治団体の取組の更なる促進や、セクハラ・マタハラ等への対応といった国・地方公共団体の施策の強化等について新たに定められました。

③「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」策定

大規模災害が相次ぐ中、内閣府は災害対応における意思決定過程への女性の参画の確保や男女のニーズの違いへの配慮等へ対応するためにガイドラインを策定し、各都道府県・政令指定都市に対して、本ガイドラインに基づく取組を促進するよう求めています。

④「第5次男女共同参画基本計画」の閣議決定

令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、人口減少社会の本格化やジェンダー平等に向けた世界的な潮流などを背景に、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、女性に対する暴力の根絶など11の個別分野を設け、これら11分野及び推進体制の整備・強化について、それぞれ令和12年度末までの「基本認識」並びに令和7年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるとともに、「具体的な取組」の実施により達成を目指す「成果目標」が設定されました。

第5次男女共同参画基本計画

【目指すべき社会の姿】

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包括的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

【第5次計画の政策分野】

I あらゆる分野における女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ○雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 ○地域における男女共同参画の推進 ○科学技術・学術における男女共同参画の推進
II 安全・安心な暮らしの実現	<ul style="list-style-type: none"> ○女性に対するあらゆる暴力の根絶 ○男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 ○生涯を通じた健康支援 ○防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進
III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 ○教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進 ○男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

(2) 県の動向

佐賀県は、男女共同参画社会の実現に向けて、平成13年3月に、「佐賀県男女共同参画基本計画」を策定し、以後、定期的に計画の改定を行いながら男女共同参画を計画的に推進してきました。

同年10月には「佐賀県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進に関する基本理念や県・県民・事業者の責務、基本的施策等を定めています。

具体的な取り組みとして、講演会やセミナーの実施による地域や政策方針決定過程への女性の参画促進、企業における男性労働者の育児休業取得の促進等を実施しています。

令和3年3月には、新たに「第5次佐賀県男女共同参画計画」を策定し、3つの基本方向と9つの重点目標を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進しています。

第5次佐賀県男女共同参画基本計画

(基本方向1) 男女共同参画推進の基盤づくり

- 重点目標(1) 男女共同参画について男女双方の意識の形成
- 重点目標(2) 幼少期からの男女共同参画について男女双方の意識の形成

(基本方向2) 安全・安心に暮らすことができる社会づくり

- 重点目標(3) 男女間のあらゆる暴力の根絶
- 重点目標(4) 生涯を通じた男女の健康支援
- 重点目標(5) 生活に困難を抱えたあらゆる人が安心して暮らせる支援と多様性を尊重する環境の整備
- 重点目標(6) 防災・復興における男女共同参画の推進

(基本方向3) 女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり

- 重点目標(7) 女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革
- 重点目標(8) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進
- 重点目標(9) 仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

3 本計画とSDGsの関連性






SDGsとは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、平成27年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」の中核とされる17のゴールのことで、SDGsは、2030年までに達成を目指す全世界共通の目標とされ、貧困の撲滅など、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すことが理念に掲げられています。

本市においてもSDGsの理念を踏まえながら、持続可能なまちづくりに向けて様々な取組を進めています。

本計画の内容については、SDGsの17のゴールのうち、下記のゴールに繋がるものです。本市におけるSDGsの達成に向けて、本計画の取組を推進します。

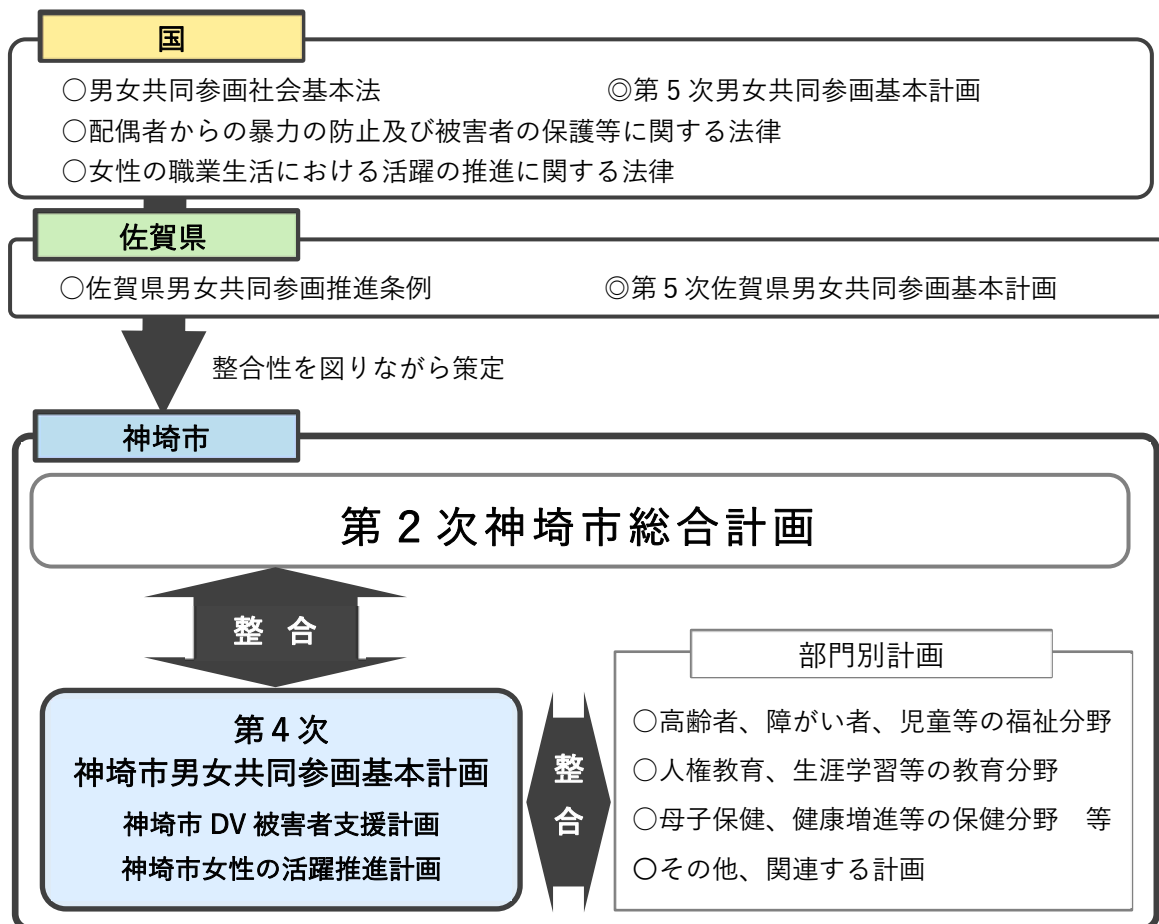


【本計画に掲げる施策と関連するSDGsのゴール】

	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>
	<p>8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
	<p>10. 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する</p>
	<p>11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
	<p>17. パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

4 計画の位置づけ

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけられるものであり、本市の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくための基本計画です。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（女性活躍推進計画）」として位置付けるものです。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置付けるものです。
- 国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「第5次佐賀県男女共同参画計画」との整合性を図りながら策定・推進するものです。
- 「第2次神崎市総合計画」（平成30年度～令和9年度）の個別計画と位置付け、整合性を図りながら、他の部門別計画とも関連性を持ちながら策定するものです。



5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、計画期間中に生じる社会状況の変化や各施策の進捗状況によって、必要に応じて見直しを行います。

6 計画の策定体制

(1) 神崎市男女共同参画審議会における審議

本計画の策定にあたっては、学識経験者や関係行政機関の職員、社会活動団体代表、公募の委員で構成する「神崎市男女共同参画審議会」において、必要な事項について審議を行いました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、市民の男女平等に対する意識、家庭生活や地域活動における男女共同参画の状況、DVの状況等を把握するために、「男女共同参画社会の実現に向けた神崎市民意識調査」を実施しました。

調査時期	令和6年9月
調査対象者	神崎市在住の18歳以上の男女の方から無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収、インターネットによる回答
配布数	2,000件
有効回答数	676件
有効回答率	33.8%

調査対象者数		回収数	回収率	
2,000人		676件	33.8%	
年 代 別	18～29歳	307人	61人	19.9%
	30～39歳	260人	64人	24.6%
	40～49歳	328人	79人	24.1%
	50～59歳	348人	109人	31.3%
	60～69歳	357人	153人	42.9%
	70～79歳	400人	196人	49.0%

※回収総数には年齢不詳の方が含まれるため、年代別回収数の合計は回収総数と一致しません。

(3) パブリックコメントの実施

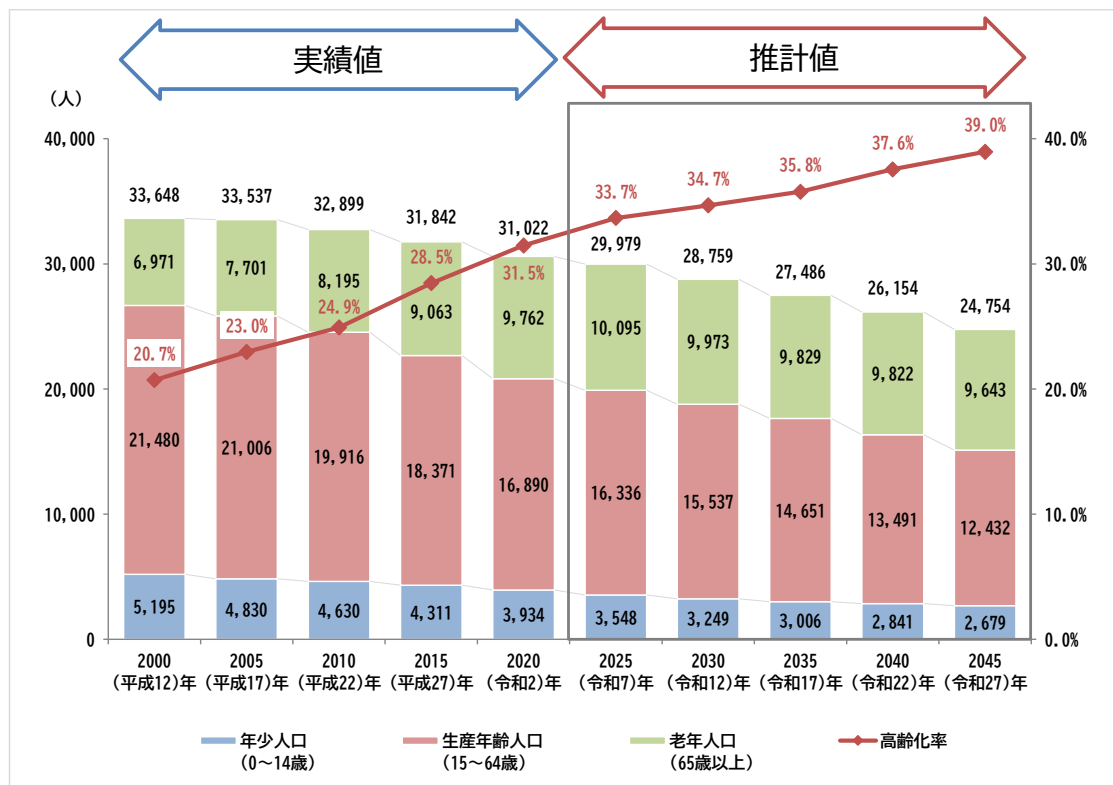
計画案を神崎市ホームページ及び窓口で公表し、令和7年2月に計画内容に関する意見募集を行いました。(予定)

第2章 男女を取り巻く社会情勢の変化

1 人口の動向

① 人口の推移と今後の推計（年齢3区分別）

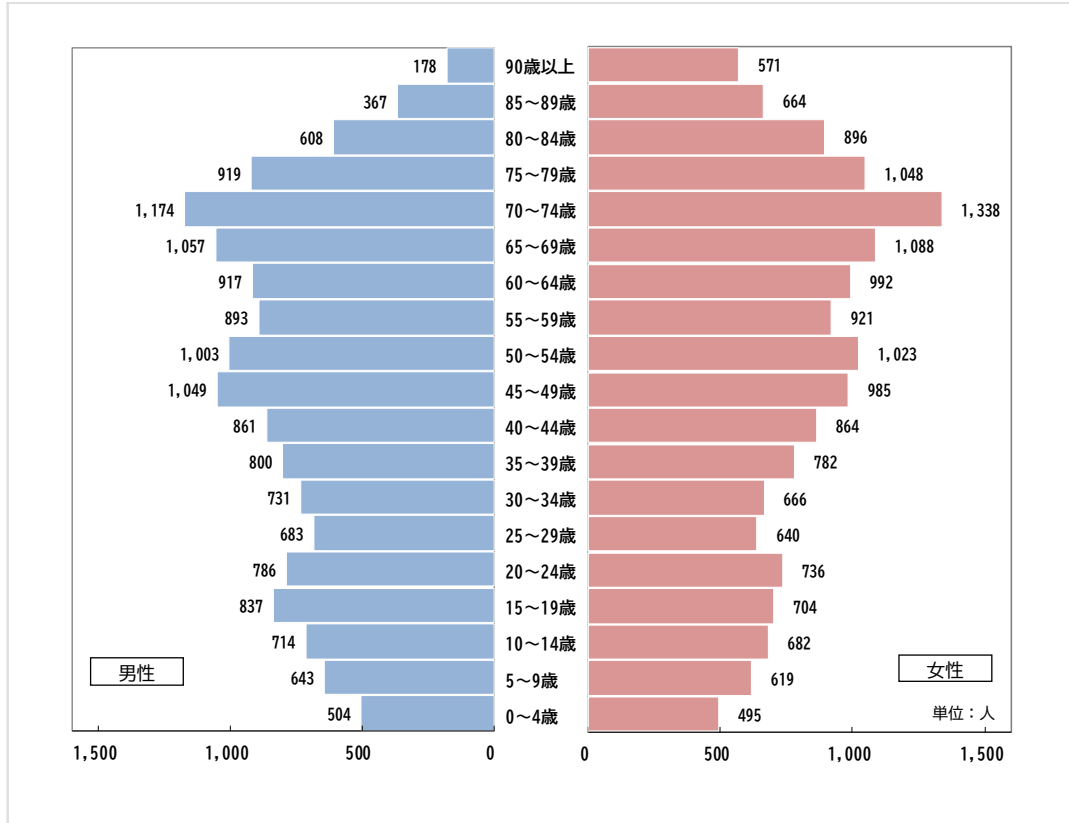
本市の人口は年々減少しており、令和2年の国勢調査によると31,022人となっています。年齢3区分別にみると、年少人口、生産年齢人口は年々減少傾向にある一方、老年人口は増加傾向となっています。



出典：国勢調査（平成12年～令和2年）、国立社会保障・人口問題研究所（令和7年～令和27年）

② 人口ピラミッド

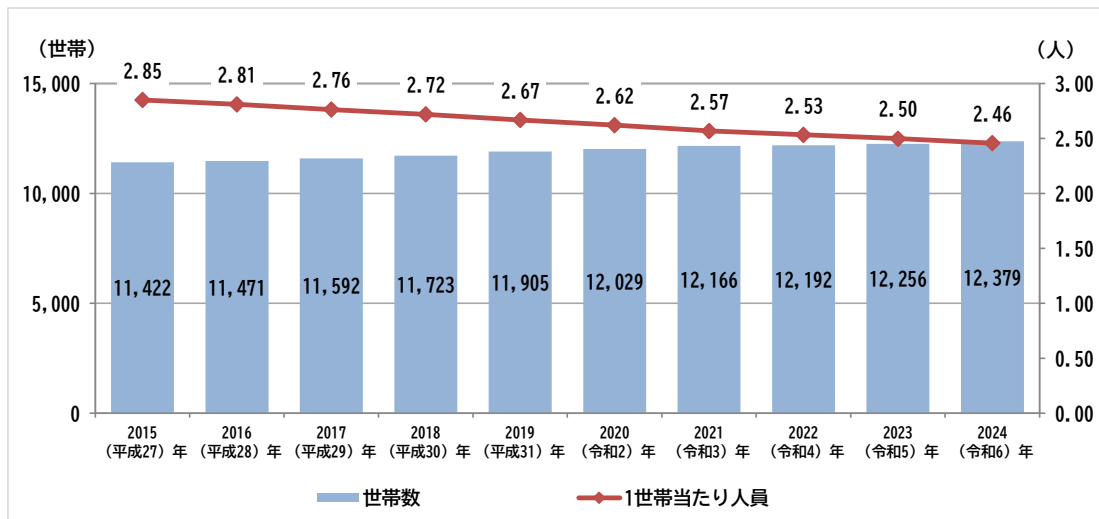
本市の人口は70～74歳が最も多く、年齢が下がるにつれて人口も減少傾向となっています。



出典：住民基本台帳（令和6年1月1日）

2 世帯数の推移

本市の世帯数は増加傾向となっており、令和6年では12,379世帯となっています。1世帯当たり人員数は減少傾向にあり、令和6年においては2.46人となっています。

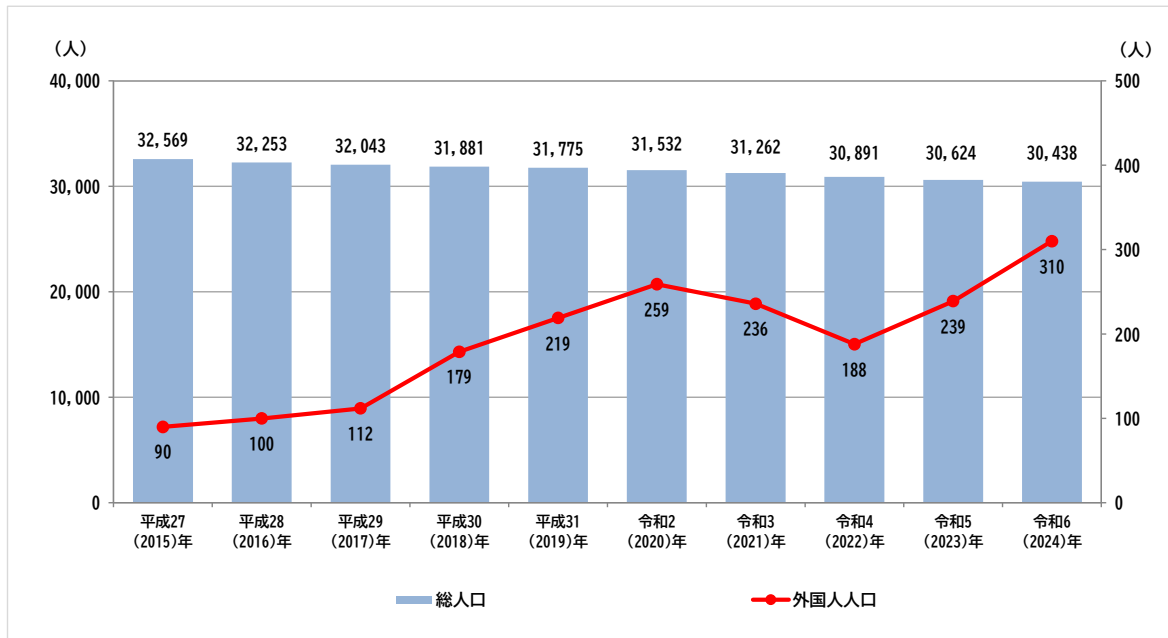


出典：住民基本台帳（各年1月1日）

3 外国人の状況

① 外国人人口の推移

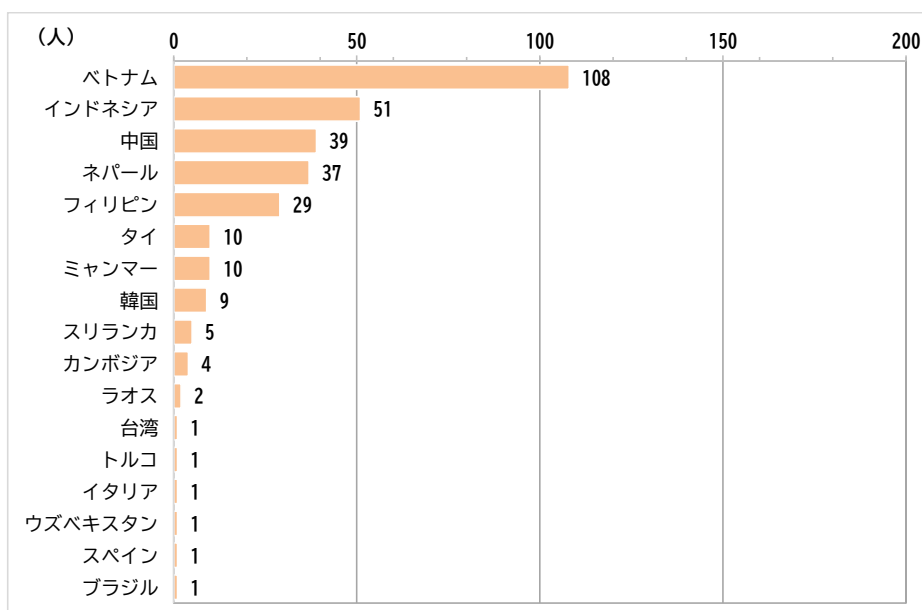
神崎市における外国人の人口は近年増加傾向となっており、令和6年では310人となっています。



出典：総人口：住民基本台帳（各年1月1日）・外国人人口：在留外国人統計（各年6月末）（法務省）

② 出身国別の外国人人口

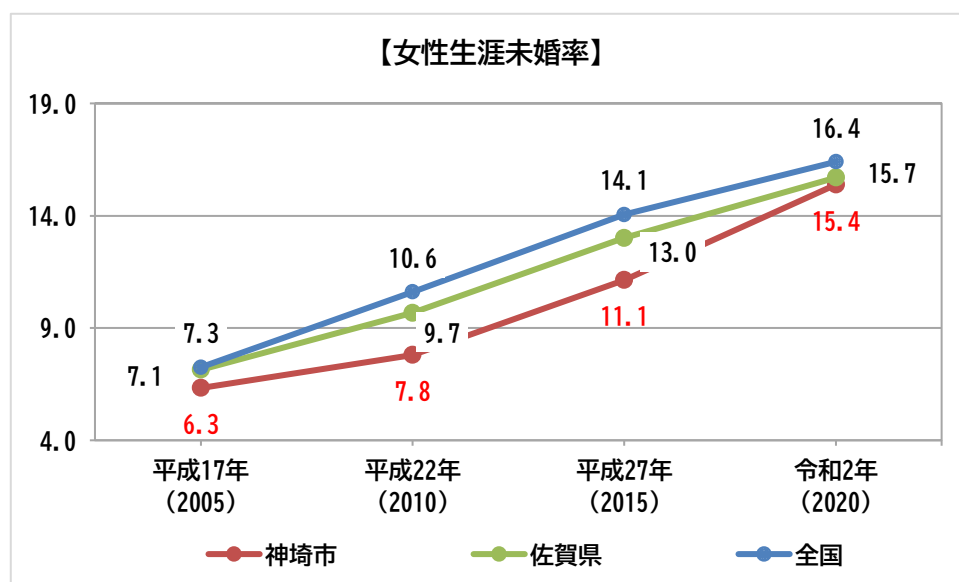
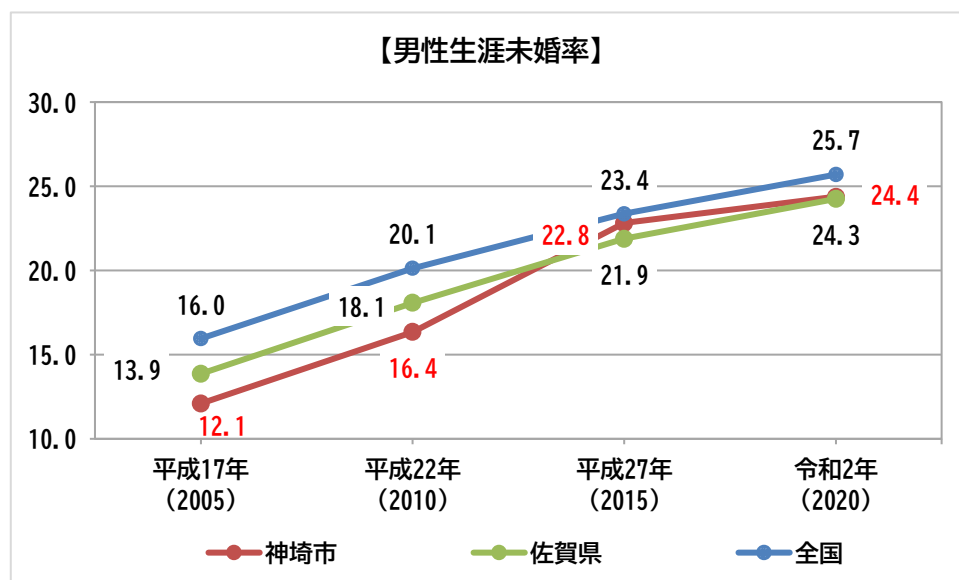
出身国別ではベトナムが最も多く、次いでインドネシア、中国の順となっています。



出典：在留外国人統計（令和6年6月）（法務省）

4 生涯未婚率の推移

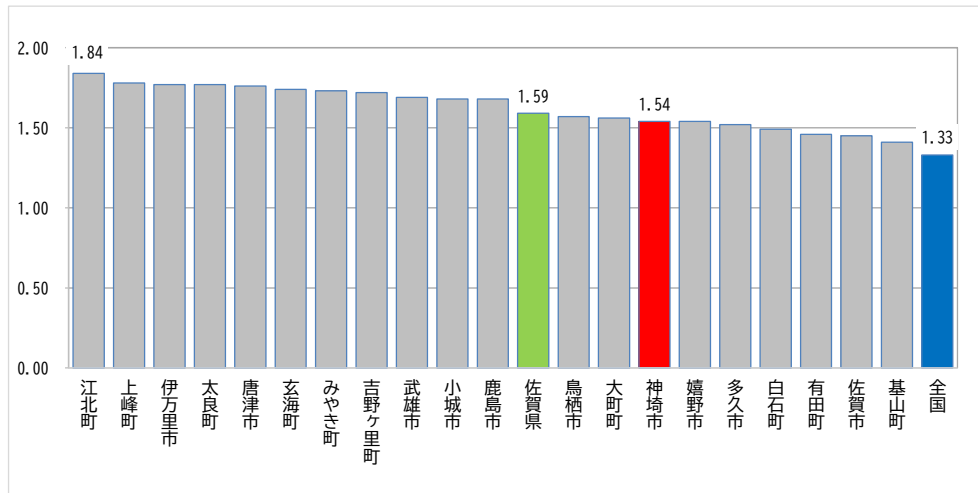
生涯未婚率は男女ともに増加傾向となっており、令和2年では男性が24.4%、女性が15.4%となっています。男女ともに全国より低く、県とほぼ同等となっています。



出典：国勢調査

5 合計特殊出生率の状況

ベイズ推定による平成30年～令和4年の合計特殊出生率では1.54と、県より低く、全国より高くなっており、県内では中位となっています。

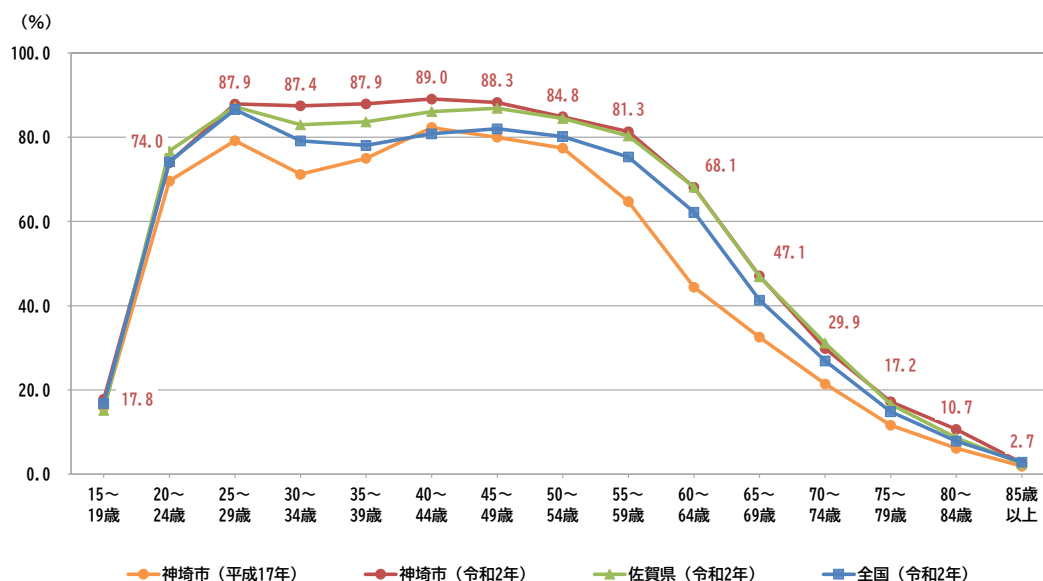


出典：厚生労働省 平成30年～令和4年 人口動態保健所・市区町村別統計の概況（ベイズ推定）

- 注) 合計特殊出生率については、出生数の少なさに起因する偶然性の影響のため、数値が不安定となる問題があり、5年間の平均として算出することにより、地域間の比較が可能な指標としています。
- 注) ベイズ推定：小地域に特有のデータの不安定性を緩和するために、当該市区町村を含むより広い地域である二次医療圏のグループの出生、死亡の状況を情報として活用し、これと各市区町村固有の出生、死亡数等の観測データとを総合化して当該市区町村の合計特殊出生率を推定する手法。

6 女性の労働力率

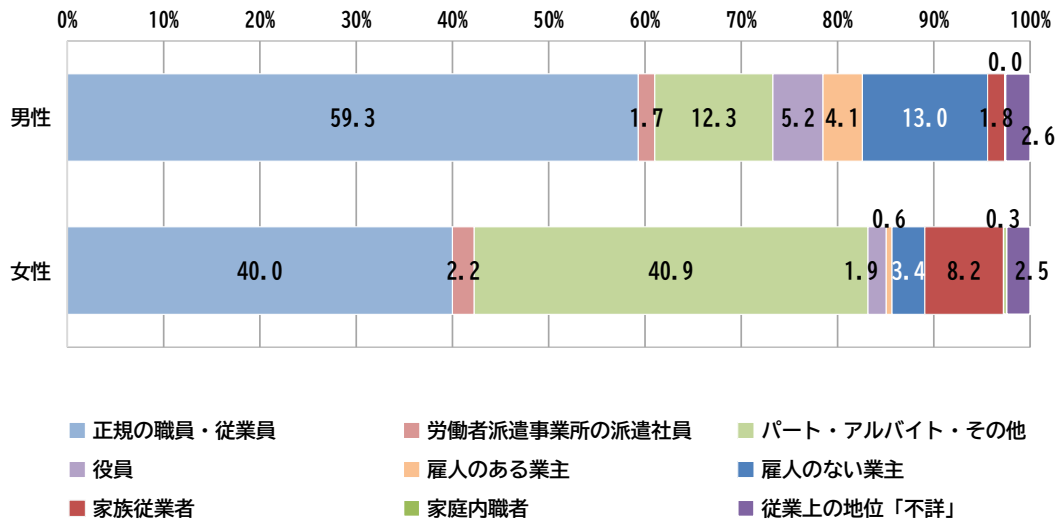
令和2年の女性の労働力率の状況を見ると、15年前と比較して全ての年齢層において労働力率が高くなっています。また、本市の女性の労働力率は全国より高く、県とほぼ同等となっています。



出典：国勢調査

7 従業上の地位の状況

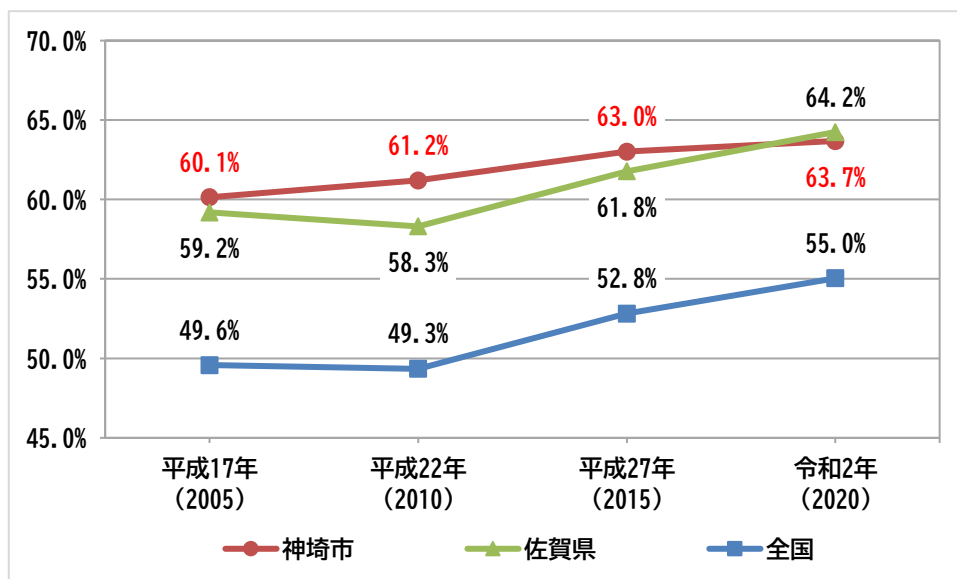
令和2年の従業上の地位の状況を見ると、男性では「正規の職員・従業員」が最も高くなっており、女性では「パート・アルバイト・その他」が最も高くなっています。



出典：国勢調査（令和2年）

8 子どもがいる夫婦の共働き世帯割合の推移

子どもがいる夫婦の共働き世帯割合の推移を見ると、平成27年までは全国・県より高くなっていましたが、令和2年では県とほぼ同等となっています。



出典：国勢調査

9 第3次神崎市男女共同参画基本計画の取組状況

(1) 評価方法

第3次神崎市男女共同参画基本計画における重点目標の各施策について、所管課による実施状況の点検を行いました。

■評価基準

個別の取組・事業について5段階評価（A～E）

	評価
A	当初のイメージどおりかそれ以上に推進ができ、達成率に直すと100%以上
B	当初のイメージどおりにほぼ推進ができ、達成率に直すと80～100%未満
C	大まかな推進はできたが一部未対応があり、達成率に直すと50～80%未満
D	一部推進は出来たが、未対応部分の方が多く、達成率に直すと20～50%未満
E	対応または、ほぼ推進ができておらず、達成率に直すと20%未満

(2) 評価結果の総括

	重点目標	A	B	C	D	E
基本方向1	1 幼少期からの男女共同参画の意識づくり	20.0%	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	2 家庭における男女共同参画の推進	11.1%	77.8%	0.0%	0.0%	11.1%
基本方向2	3 男女間のあらゆる暴力の根絶 (DV被害者支援計画)	15.8%	81.6%	2.6%	0.0%	0.0%
	4 生涯を通じた男女の健康支援	30.0%	50.0%	10.0%	0.0%	10.0%
	5 生活に困難を抱えた男女が安心して暮らせる 環境づくり	57.1%	0.0%	28.6%	0.0%	14.3%
	6 女性視点を反映した地域の防災力向上	22.2%	66.7%	11.1%	0.0%	0.0%
基本方向3	7 女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革	7.1%	64.3%	7.1%	14.3%	7.1%
	8 政策・方針決定過程への女性の参画の推進	0.0%	50.0%	16.7%	33.3%	0.0%
	9 仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり	9.1%	36.4%	9.1%	0.0%	45.5%
全体（上段：回答した所管課数）		19	69	8	4	9
（下段：構成比）		17.4%	63.3%	7.3%	3.7%	8.3%

(3) 事業・取組の評価

重点目標1 幼少期からの男女共同参画の意識づくり

評価 A が 20.0%、評価 B が 80.0%となっており、概ね計画通りに取り組んでいる状況です。教育の場における男女共同参画に関する取組では、男女での役割の固定化につながらないような配慮を行うなど、様々な取組を工夫して実施している状況です。

一方、教職員における女性管理職の登用は少しずつ増えているものの、今後も県と連携しながら更に推進していくことが重要です。

また、国際化が進む中、多様化する性別や民族・国籍を個性として大切にする教育を推進していくことが必要です。

重点目標2 家庭における男女共同参画の推進

評価 A が 11.1%、評価 B が 77.8%、評価 E が 11.1%となっています。性別による固定的役割分担意識の解消に向けて、男性に向けた講演会や講座の開催などを積極的に展開しています。今後も様々な媒体を活用して周知・啓発に取り組むとともに、社会情勢に注視しながら講演会や講座の内容の充実に取り組んでいくことが重要です。

重点目標3 男女間のあらゆる暴力の根絶（DV被害者支援計画）

評価 A が 15.8%、評価 B が 81.6%、評価 C が 2.6%となっています。男女間の暴力の根絶に向けて、各世代に向けた周知・啓発、被害者への支援、関係各課及び関係各所・団体のネットワーク整備等を中心に取組を推進しています。

DV の被害は単なる暴力だけに留まらず、経済的被害や精神的被害など、様々な被害が複合しています。今後も被害者支援体制の充実や、複合した被害に対応できる相談支援体制の充実が求められると考えられます。

重点目標4 生涯を通じた男女の健康支援

評価 A が 30.0%、評価 B が 50.0%、評価 C が 10.0%となっています。女性特有の健康課題に対して、周知啓発の機会の創出や子育て世代包括支援センターを中心とした妊娠・出産・子育て期における支援、各種健診の実施等を中心に事業を展開しています。

今後もより多くの市民が事業を利用することを目指して周知・啓発に努めるとともに、健診未受診者への受診勧奨を実施するなど、積極的な展開を行うことが重要であると考えられます。

重点目標5 生活に困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境づくり

評価 A が 57.1%、評価 C が 28.6%、評価 E が 14.3%となっています。ひとり親家庭に向けた経済的支援や、誰もが安心して生活できる環境の整備を中心に事業を実施しています。今後も、経済的な支援や各福祉サービスのニーズは高まっていくことが予想されます。相談支援を入り口として、その後に適切なサービスへ円滑に繋ぐなど、連携体制の充実やサービスの内容の充実が今後も求められると考えられます。また、支援が必要な市民に、サービスの内容を認知してもらえるように、周知・広報の更なる充実が必要です。

重点目標6 女性視点を反映した地域の防災力向上

評価 A が 22.2%、評価 B が 66.7%、評価 C が 11.1%となっています。地域の防災力向上における女性視点の反映に向けて、防災分野における政策・方針決定過程等に女性の参画の拡大を図るとともに、避難所運営における女性職員の配置数増加や女性ニーズを反映した物資の確保など、様々な取組を展開しています。

他の分野と同様に、防災分野における女性の参画拡大においても、市民の理解促進は大変重要です。今後も周知・啓発に努めるとともに、防災面における環境整備や女性の参画拡大の重要性を市民に広めていく取組を充実していくことが必要です。

重点目標7 女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革

評価 A が 7.1%、評価 B が 64.3%、評価 C が 7.1%、評価 D が 14.3%、評価 E が 7.1%となっています。市内における女性職員の登用や研修会の実施、市民に向けた講演会の実施や情報提供等は十分に取り組めた一方、女性の就労及び能力開発や「家族経営協定」締結の推進、女性起業家等への支援については十分に推進できていない状況です。今後もハローワークや市商工会と連携を密にして、情報提供の更なる推進や支援内容の充実に努めることが必要です。

重点目標8 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

評価 B が 50.0%、評価 C が 16.7%、評価 D が 33.3%となっています。女性の参画促進に向けた意見交換会や研修会等は取り組んでいる一方、各分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大については、大きく向上していない状況です。今後も各種団体との連携を密にするとともに、周知・啓発活動を推進するなど政策・方針決定過程へ女性が参画しやすい環境づくりを推進していくことが必要です。

重点目標9 仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

評価 A が 9.1%、評価 B が 36.4%、評価 C が 9.1%、評価 E が 45.5%となっており、計画通りに実施できていない取組が多くある状況です。子育て支援センター等を活用や放課後児童対策といった子どもに向けた取組は推進できていますが、企業に向けた啓発や労働条件改善のための環境整備の推進、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進等については推進できていない状況です。特に、男女共同参画の推進に向けては、ワーク・ライフ・バランスの推進は欠かせないことであると考えられます。今後は企業との連携体制整備を推進するとともに、更なる周知・啓発に取り組んでいくことが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 神崎市が目指すまちの姿（基本理念）

第3次神崎市男女共同参画基本計画・DV 被害者支援計画・女性の活躍推進計画では、下記の基本理念を掲げ、様々な取組を推進してきました。

①男女共同参画の意識づくり

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性も一人の人間として能力を発揮できる機会を確保します。

②男女間のあらゆる暴力の排除

男女間のあらゆる暴力は重大な人権侵害であることを理解し、容認しない社会の実現に向けて被害者の人権を尊重した適切な対応や支援を推進します。

③女性の活躍推進

男女が、社会のパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保します。

本計画の策定にあたっては、国の「第5次男女共同参画基本計画」、佐賀県の「第5次佐賀県男女共同参画基本計画」との整合性を図るとともに、第3次計画の基本理念の考え方を継承し、下記を本計画の基本理念として掲げることとしました。

1 誰もが互いのことを認め合うまちの実現

誰もが性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮して、それぞれの立場や多様な生き方を互いに認め合い、手を取り合って生きていくことができるまちを目指します。

2 誰もが安心して暮らせるまちの実現

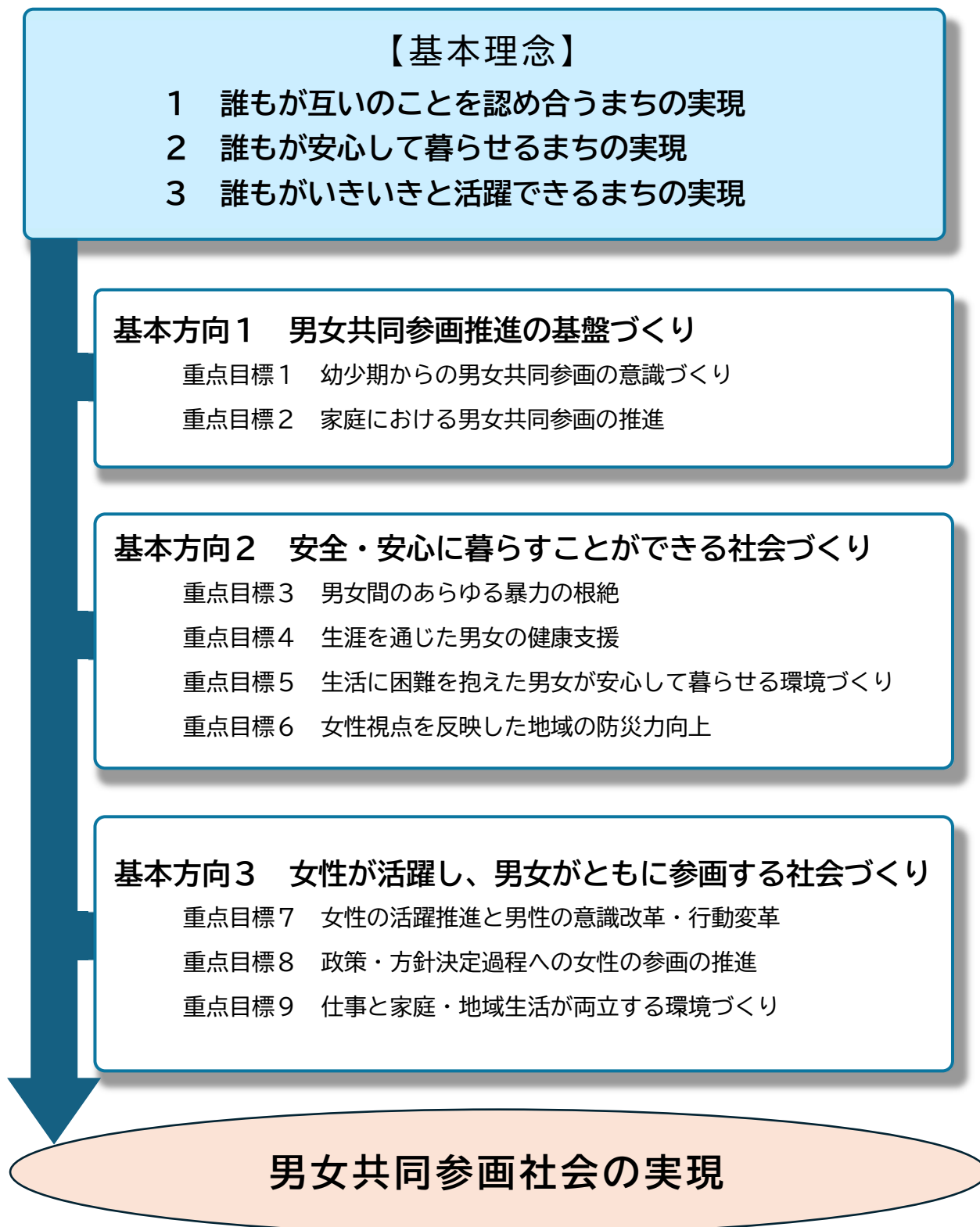
すべての市民の人権が尊重され、生活上の様々な困難を克服し、誰もが安心して暮らすことができるまちを目指します。

3 誰もがいきいきと活躍できるまちの実現

誰もが性別等に関わらず、個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において政策や方針決定過程に積極的に参画できるまちを目指します。

2 計画の体系

本計画の体系は以下の通りです。基本理念を達成するために、基本方向及び重点目標を設定し、様々な取組を推進していくこととします。



第4章 重点目標ごとの取組

基本方向1 男女共同参画推進の基盤づくり

男女の個人としての尊厳を重んじ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指すために、男女双方の意識改革を促進します。また、地域や職場、家庭における男女共同参画の更なる推進に向けて、意識の啓発や学習機会の提供に努めます。

重点目標1 幼少期からの男女共同参画の意識づくり

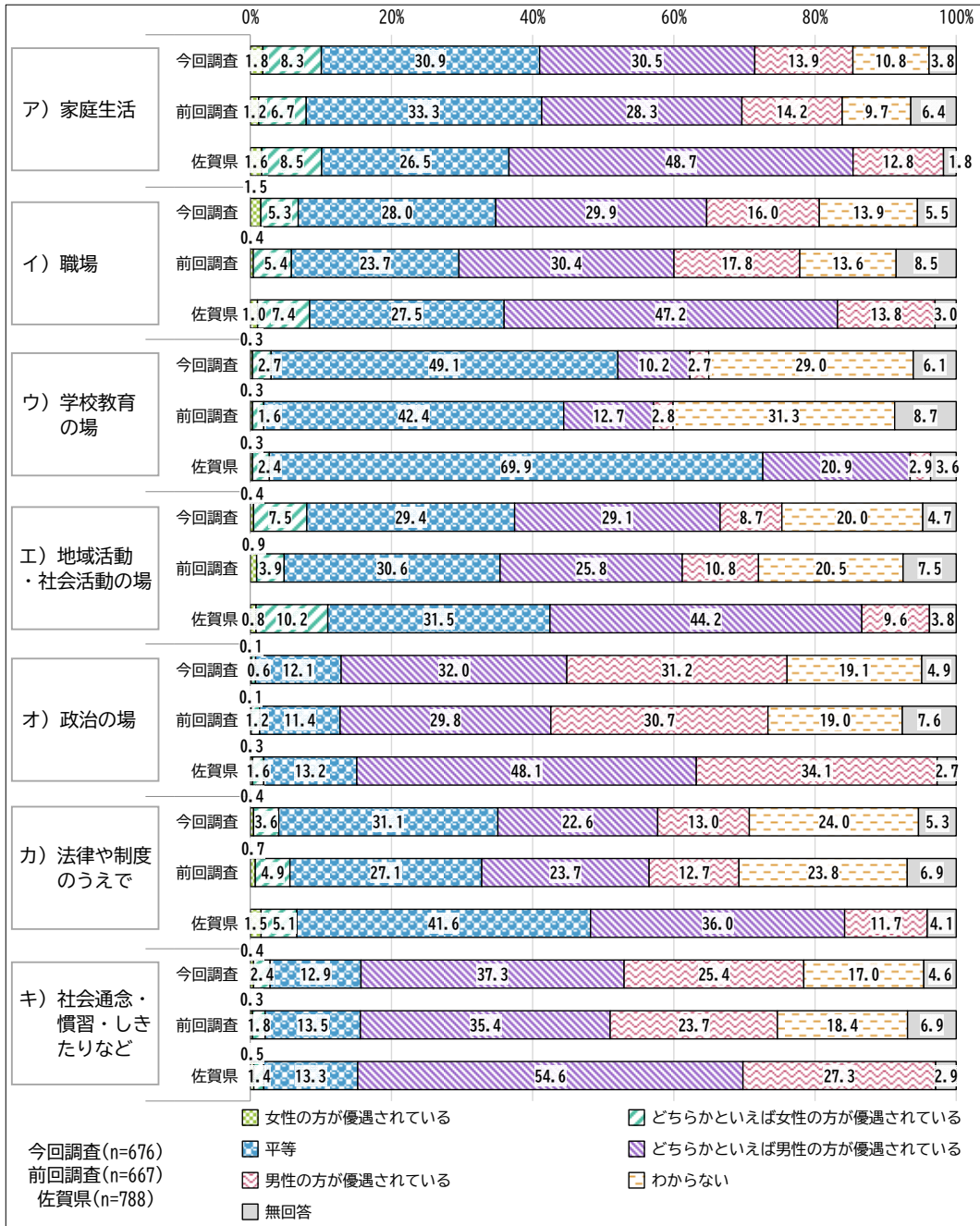
【現状と課題】

本市では、男女共同参画の意識づくりに向けて幼少期から意識の醸成に向けた取組を推進しています。

調査結果を見ると、「様々な分野における男女の地位の平等感」について、「学校教育の場」では平等との回答が約5割となっている一方、様々な場における男女の平等感について「職場」「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」については依然として男性優遇との回答が多くあり、固定的な性別役割分担意識や古くからの社会的な慣習が今もなお強くあることが分かります。

今後も学校等における人権教育を推進するとともに、各種講演会や研修会の開催、広報活動を通じて啓発を行い、一人ひとりの人権が尊重され、自分らしく生きることができる社会を作っていくことが重要です。

【様々な分野における男女の地位の平等感】



【具体的な取組】

No.	施策	内容	所管課
1	広報・啓発活動の推進	男女共同参画に関する情報を収集し、市の広報媒体（市報、ホームページ等）を活用した市民や企業・市民団体等へ男女共同参画の視点に立った広報・啓発を行います。さらに、神崎市男女共同参画推進ネットワーク等と協力して広報紙やホームページなどの従来からの媒体に加え、ラジオやケーブルテレビなどの音声・映像媒体、各種 SNS 等を用いた広報・啓発を行います。 また、男女の役割の固定化や不平等につながる表現等に十分配慮し、男女平等・人権尊重の視点に立った表現に努めるとともに、人権啓発講演会の充実を図り、性的少数者に対しパートナーシップ宣誓制度の受け入れ体制整備やLGBTQ に関する人権講演会を開催するなど理解を促進し、人権問題の啓発の推進に努めます。	総務課
2	幼児教育・学校教育における男女共同参画の推進	幼児期から、共感や思いやりの気持ちを育むとともに、個性を大切にした保育・教育の推進に努め、性別や民族・国籍に関係なく、お互いを認め合う意識の形成を図ります。 家庭科教育などを通じた性別による固定的役割分担意識の解消を推進します。 また、管理職（校長・教頭）や学年主任等の要職への女性の積極的登用など、学校運営における男女共同参画を推進します。	こども家庭課 学校教育課
3	教育関係者や保護者への男女共同参画教育と意識啓発の推進	男女共同参画の視点に立った意識や知識を深めるための検証を行い、教育関係者や保護者に対し、情報提供や研修会、講演会等の充実に務めます。	学校教育課
4	社会教育における男女共同参画の推進	社会教育においても、LGBTQ に関する人権講演会等を通し「人権・男女平等・平和」意識の啓発促進に努め、性別や民族・国籍に関係なく、お互いを認め合う意識の形成を図ります。	社会教育課

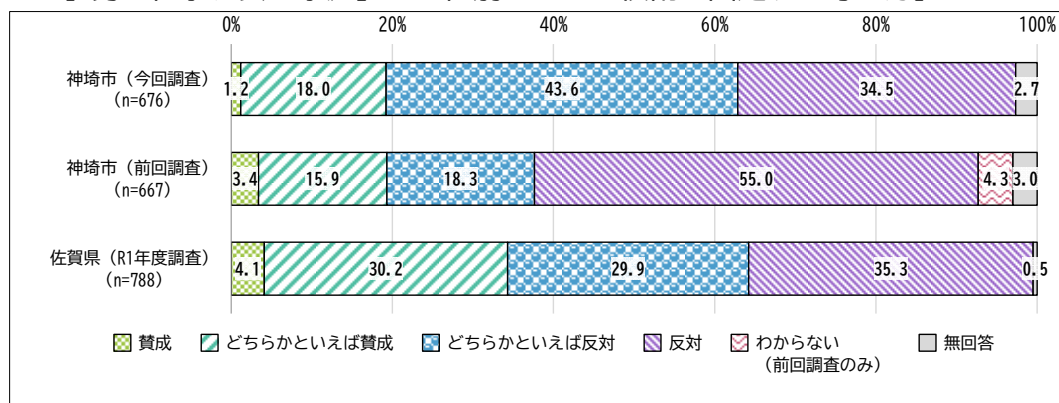
重点目標2 家庭における男女共同参画の推進

【現状と課題】

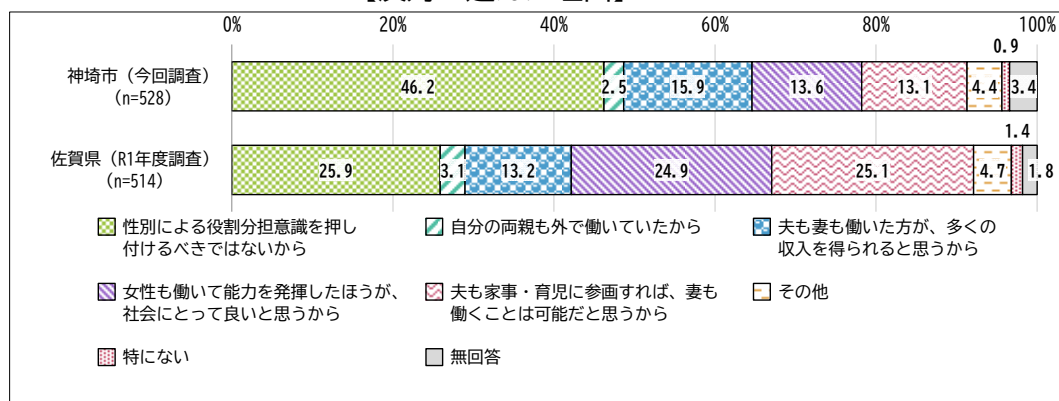
家庭における男女共同参画の推進について、性別の固定的役割分担意識が与える影響は大変大きいと思われます。調査結果を見ると、「男は仕事、女は家庭」など性別によって役割を固定する考え方については、「どちらかといえば反対」が43.6%と最も高く、次いで「反対」34.5%、「どちらかといえば賛成」18.0%となっており、約8割が性別により役割を固定する考え方については「反対：どちらかといえば反対+反対」と回答しています。

「反対」を選んだ理由については、「性別による役割分担意識を押し付けるべきではないから」が46.2%と最も高くなっており、日常生活の中で男女の役割を平等に考えるべきとの意見が浸透してきている様子が見えます。

【「男は仕事、女は家庭」など性別によって役割を固定する考え方】

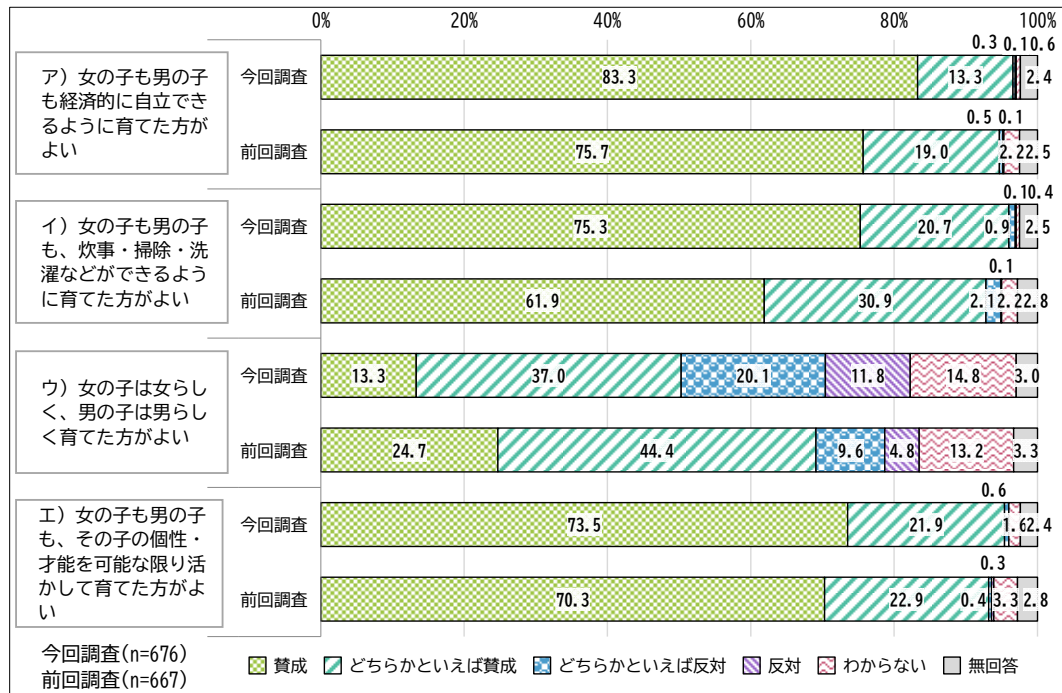


【反対を選んだ理由】



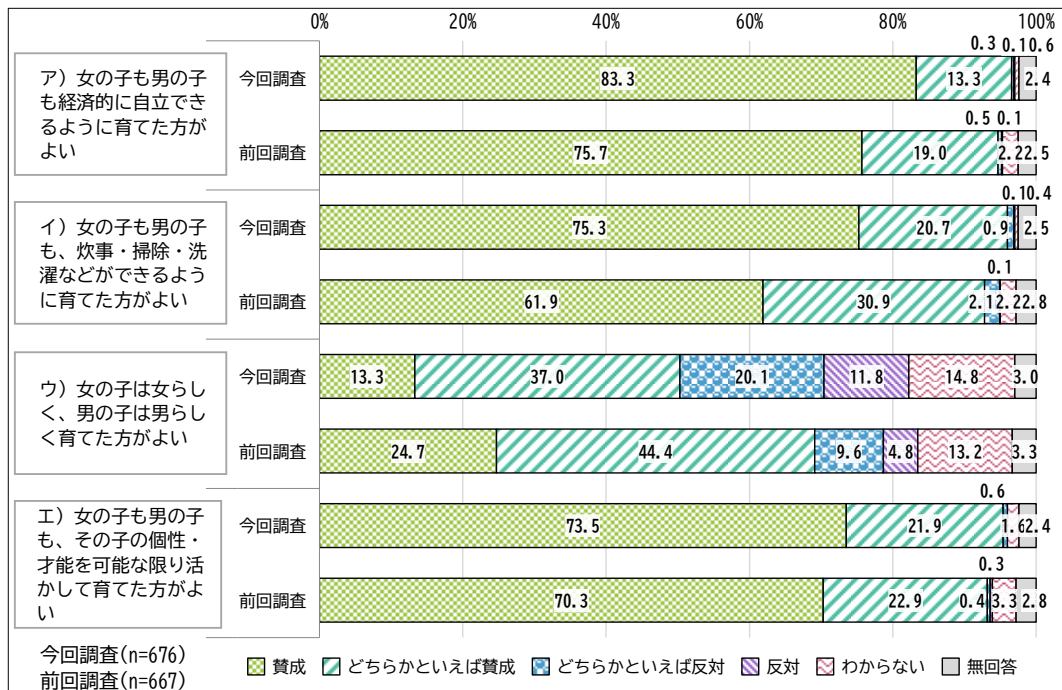
「家事の役割」については、「掃除・洗濯をする」「食事のしたくをする」「食事のあとかたづけをする」「日々の家計の管理をする」において女性が受け持っている割合が高くなっており、日常生活における平等な役割分担については、いまだに改善の余地がある状況です。

【家事の役割】



「子どもの育て方」については、「女の子も男の子も経済的に自立できるように育てた方がよい」「女の子も男の子も、炊事・掃除・洗濯などができるように育てた方がよい」「女の子も男の子も、その子の個性・才能を可能な限り活かして育てた方がよい」では賛成派（賛成+どちらかといえば賛成）が多数を占めており、前回調査と比較してもそのような考え方が広まってきた様子が見えます。

【子どもの育て方】



【具体的な取組】

No.	施策	内容	所管課
5	固定的性別役割分担意識の解消の促進	性別による役割分担意識や社会制度・慣行（社会通念・習慣・しきたり）にこだわることなく、固定的性別役割分担意識の見直しにつながるような学習機会（男性の料理教室や講演会・市民ミニ講座等）の提供を行い、世代や性別を越えた意識改革を図ります。また、市の広報媒体（市報、ホームページ等）やパンフレット等を活用し、家事などでの固定的な性別役割分担意識の見直しを図ります。	総務課
6	家庭生活への男性の参加を促すための啓発	男女共同参画講座や地域への出前講座などを通して、男性の育児・介護休業の取得や家庭生活への積極的な参加を促します。 また、男性の育児参画を目的としたイベントや、SNS等を活用し、各イベント等への参加者増加に努めます。	総務課
7	男性のための料理・介護など実践講座の実施	家庭における男性の生活や自活能力を高めるための料理や介護等の実践講座を実施し、家庭生活の参画への意識啓発に努め、男性参加者増加のための開催形態を検討します。	総務課
8	家庭で活躍する男性の事例紹介	育児休業を取得した男性等を情報紙や講座で紹介し、男性が仕事と生活の調和を図ることができるよう促します。	総務課
9	男女共同参画に向けた講演会など情報提供の推進	地域社会における人権尊重及び男女共同参画の促進に向け、講演会や学習会の情報提供を広く行い、積極的な参加を促進します。また、国や県が主催する講演会や学習会の情報提供もあわせて行います。	総務課
10	父親の子育ての推進	母子健康手帳交付時の父子健康手帳の発行や乳幼児健診等の機会を活用し、意識啓発や情報提供を行い、父親の積極的な子育てを推進します。	健康増進課

第4次神崎市男女共同参画基本計画

DV被害者支援計画・女性の活躍推進計画

No.	施策	内容	所管課
11	男性の家事・子育て・介護等への参画促進	<p>家事や子育て、介護における情報や支援制度を周知します。</p> <p>男女共同参画に向けた意識づくりにつながる講座や学習会（男性の料理教室、イクカジ推進事業等）への参加・開催を促し、男性の家事等への参画促進を図っていきます。</p>	総務課

基本方向2 安全・安心に暮らすことができる社会づくり

男女の人権が尊重され、安心して暮らせる社会の実現のために、配偶者等に対する暴力の根絶、生涯を通じた健康支援、性的マイノリティへの理解促進、防災において男女共同参画の視点の反映など、安全・安心な暮らしを実現するための基盤の整備と支援に取り組みます。

重点目標3 男女間のあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

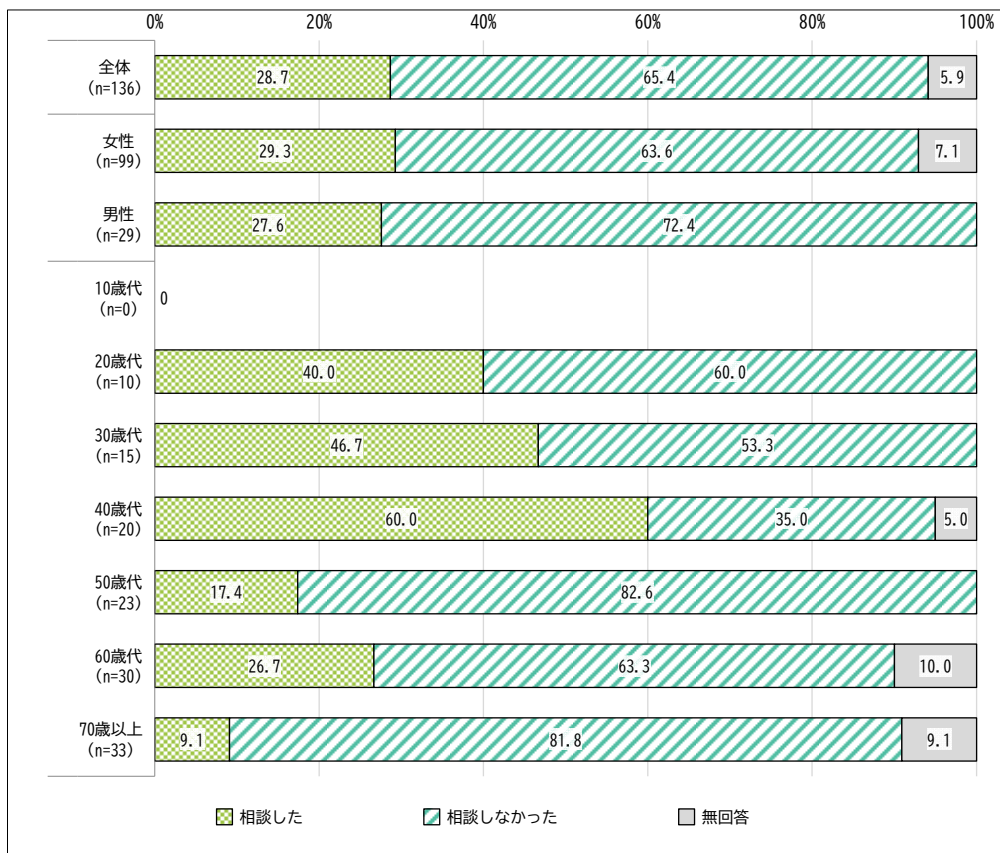
配偶者等に対する暴力は、互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、重大な人権侵害です。そのため、あらゆる暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発、被害の未然防止、被害者への支援に取り組んでいくことは大変重要です。

本市でも配偶者等からの暴力であるドメスティック・バイオレンス（DV）の防止に向けて様々な周知・啓発に取り組んでいますが、現在でも根絶はできていない状況です。

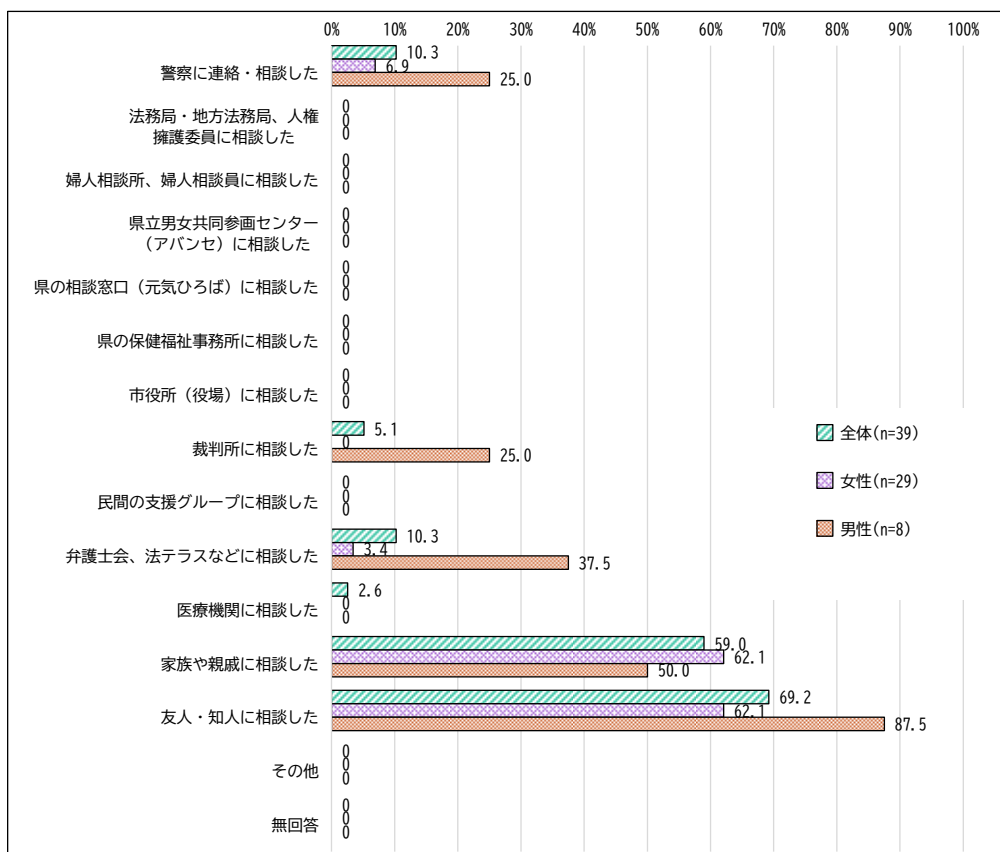
また、防止に向けた周知・啓発と併せて、被害者への支援、関係各課及び関係各所・団体のネットワーク整備等を中心に取組を推進しています。

調査結果を見ると、「DVを受けた際の相談」について、「相談した」との回答は3割以下にとどまっています。また、「相談した時の相談先（相手）」については「家族や親戚」、「友人・知人」の割合が高くなっており、身近な存在を頼っている様子がうかがえますが、公的機関へ相談したとの回答は低く、今後も相談窓口の周知を図り、相談しやすい環境づくりが求められます。

【DVを受けた際の相談】



【相談した時の相談先（相手）】



【具体的な取組】

①男女間のあらゆる暴力の根絶

No.	施策	内容	所管課
12	あらゆる暴力・虐待の根絶のための啓発	人権が尊重され、基本的人権として、侵しえないものであることを市の広報媒体（市報、ホームページ等）を活用して広報・啓発を推進します。また、人権擁護委員や民生委員・児童委員など地域の関係者と連携を取り、積極的な広報活動を行い、民生委員・児童委員への専門研修、情報共有・提供に努めます。	総務課 こども家庭課
13	女性相談専門窓口の設置及び被害者の自立支援	女性相談専門窓口の設置や学校、警察、病院など関係機関との連携を図り、被害者の自立支援を行います。また、女性支援新法の施行に伴い、今後は女性相談員の設置も検討します。	こども家庭課 総務課
14	相談窓口の周知	女性相談専門窓口について、相談内容や開催日等を一人でも多くの人目に触れるように、市の広報媒体（市報、ホームページ等）を活用して、更なる周知徹底を図ります。また、相談窓口に名称を付ける等、相談しやすい窓口環境を整備し、相談窓口を記載したカード、リーフレットなどを作成して、民生委員・児童委員をはじめ、市民の方に広く配布します。	総務課 こども家庭課

②子どもや若年者に対する取組

No.	施策	内容	所管課
15	若い世代に対するDV防止教育の推進	将来の被害者や加害者の発生を防止するため、若い世代に対し発達段階に応じたDV防止教育を推進します。また、DVやデートDVに関する理解を促進するため、出前講座を実施し、研修内容の充実を目的として、隔年で初級、中級（意見交換など）に分けた研修の実施を検討します。	学校教育課 こども家庭課

No.	施策	内容	所管課
16	児童虐待防止対策の推進	「児童虐待防止推進月間」(11月)と11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」とをあわせて、市の広報誌や市ホームページ、市のSNS等を活用し、集中的な広報・啓発活動を実施します。	こども家庭課
17	子どもの人権についての啓発の充実	子ども一人ひとりの人権が尊重され、自由と自立が阻害されないよう、子どもの人権啓発(人権の花運動、人権教室等)を学校、人権擁護委員などと連携して推進します。	学校教育課 総務課
18	子育てに関する相談支援	乳幼児健診等の中で、子育てに対する不安や子育てに困難を抱く親への相談対応等を行い、学校・保育園等と連携しながら虐待防止に努めます。	健康増進課

③啓発・教育による暴力を許さない社会づくり

No.	施策	内容	所管課
19	市の広報紙による相談機関の掲載・広報活動	市報、市ホームページ等を活用し、配偶者暴力相談支援センターなどDV相談機関を掲載します。また、DV相談窓口を記載したカード等を市内公共施設庁舎外の公共施設(図書館や公民館)や病院に設置し、市報、市ホームページ等を活用し相談機関の周知を図ります。	こども家庭課
20	若い世代に対するDV防止教育の推進	若い世代の被害者や加害者の発生を未然に防止するため、DVや人権、男女平等に対する正しい理解を促進し、出張講座や講演会等を利用・実施し、市のSNSなど若い世代の目に留まりやすいような周知できる方法を検討しDV防止教育・啓発を実施します。	学校教育課 こども家庭課
21	社会教育の場におけるDV防止教育の推進	DVや人権、男女平等に対する正しい理解を進めるため、社会教育の場(LGBTQに関する人権講演会等)でDV防止教育・啓発を実施します。	社会教育課

No.	施策	内容	所管課
22	市職員に対する意識啓発の実施	DV被害者に二次被害（被害者に対する不適切な対応によって被害者がさらに傷つくこと）を与えることなく適切な支援が行われるよう、市職員を対象としたDV専門知識取得研修会を実施し、相談窓口との連携体制の整備を図ります。	総務課

④DV被害の通報及び被害者の相談体制づくり

No.	施策	内容	所管課
23	DV被害の通報体制の整備	DV被害を発見しやすい立場にある介護事業所関係者、民生児童委員、医療機関、学校等と連携し、被害者の意思を尊重しながら、警察や県の配偶者暴力相談支援センター等へ通報できる体制づくりに努めます。	こども家庭課
24	広報誌、ホームページ等による広報活動	市民による通報や被害者に対し相談窓口などの情報提供をしていただくことが重要であるため、市報や市ホームページ、SNS等の広報媒体を活用し各世代等にも幅広く周知を図ります。	こども家庭課
25	被害者の相談体制の充実	被害者やその被害に気づいた第三者が、いつでも安心して相談できるよう、関係機関との連携や柔軟かつ継続した支援等、相談体制の充実に努めます。	こども家庭課
26	多様な被害者への配慮	被害者が、高齢者、障がいのある人、外国人、男性等であることにより支援を受けにくいということにならないよう、県や民間団体と連携し、DV防止等に関する外国籍被害者に対する多言語によるリーフレットの配布等の情報提供、相談の対応等、それぞれの被害者の状況に応じた配慮に努めます。	こども家庭課
27	相談員の資質の向上	被害者からの相談にあたっては、情報交換や二次被害の防止等、DVへの理解を拡げる職員研修を行い、相談員の資質の向上に努めます。	こども家庭課

No.	施策	内容	所管課
28	庁舎内の連携	被害者に関係のある部署の担当者と連携をとり、情報交換や二次被害の防止等、DVへの理解を拡げる研修を行います。特に、県が作成した「DV被害者対応マニュアル」や「県内共通相談シート」等の活用や庁舎内の独自の相談シートの作成、活用も検討することにより情報の共有化や二次被害の防止に努めます。	こども家庭課

⑤保護・自立における支援体制

No.	施策	内容	所管課
29	県の配偶者暴力相談支援センター等との連携	被害者の緊急保護が必要なときは、一時保護が行われるまでの間、かくまうための適当な避難場所の確保に努めます。また、被害者の緊急保護などの安全確保の際に、加害者が訪れて、危害を加えるおそれが高い場合には、警察と連携して対応するなどの体制の整備を推進します。	こども家庭課
30	一時的な避難場所の確保	被害者やその家族、支援者からの通報があった場合、警察、医療機関その他関係機関との連携を図り、被害者が安全に避難できるよう支援する体制づくりに努めます。また、被害者の一時保護が決定した場合には、一時保護所までの同行支援ができるよう体制の整備に努めます。 保護された被害者が、医療機関で受診する場合には、加害者に発見されないよう診察時間や待合場所などに配慮するよう医療機関に働きかけます。また、自ら医療機関を受診した被害者に、配偶者暴力相談支援センター等の情報を伝え、必要により一時保護など、定期的な情報共有を行い、協力体制の整備や円滑な支援を行うよう医療機関等への協力を求めます。	こども家庭課

No.	施策	内容	所管課
31	生活再建へ向けた支援の実施	生活保護の適用、母子生活支援施設における保護の実施、児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付制度など被害者にとって利用可能な福祉制度等についての情報を提供し、自立を支援します。また、市営住宅へのDV被害者の優先入居の検討を進めていきます。また、被害者の安全を考慮した住宅の情報提供が必要であるため、他市へ被害者が住まいの場を移す際の他市との協力体制の構築に努めます。	こども家庭課

⑥被害者の安全・安心に配慮した支援体制

No.	施策	内容	所管課
32	「ワンストップサービス方式」の導入	被害者の負担の軽減及び二次被害の防止を図るため、被害者が1箇所で行える申請手続き等を行うことができる「ワンストップサービス方式」の導入を推進し、その相談室など安全に配慮した場の確保に努めます。	こども家庭課
33	住民基本台帳の閲覧制限	DV加害者の追及を抑止するため、被害者の申し出により、関係課と連携し被害者の住民基本台帳の閲覧の制限を行います。	市民課
34	継続的な支援体制の整備	被害者の状況に応じて、保育園や母子生活支援施設への入所、生活保護の実施、母子寡婦福祉施策の活用等、福祉や雇用等の各種制度を十分に活用するよう、被害者の意思を尊重し自立に向けた継続的な支援体制の整備を推進します。	こども家庭課
35	自立のための心とからだのケアの充実	心のケアが必要な被害者に対しては、被害者の状況に応じ適切なタイミングで医療機関や精神科医、カウンセラー等との連携に努め、継続した相談、市、保健福祉事務所及び児童相談所等の関係機関の連携による見守りや関わりなどの支援に努めます。	こども家庭課

No.	施策	内容	所管課
36	苦情処理の対応	被害者の支援に係る職員の職務の執行に関して、被害者からの苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理し、必要に応じ職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申出人に対し、被害者の心的負担が増えないよう適切な対応・説明を行います。	こども家庭課
37	市職員に対する定期的な研修の実施	市内関係機関の担当者がDVの基礎知識や被害者への対応、関係機関の役割などを十分に理解し、二次被害を防止するため、市職員に対する定期的な研修を初級、中級と内容を変えながら行います。	こども家庭課
38	「佐賀県 DV 被害者対応マニュアル」「県内共通相談シート」等の活用	市内関係機関の担当者がDVの基礎知識や被害者への対応、関係機関の役割などを十分に理解し、二次被害を防止するため「佐賀県DV被害者対応マニュアル」を活用するとともに被害者の負担を軽減するため「県内共通相談シート」等の活用を推進し、庁舎内共通の相談シートの作成・整備に努めます。	こども家庭課
39	転出先の市町村との連携	被害者が他の市町村への転出を希望した場合には、被害者の転出が円滑に行えるよう、情報管理を厳密に行いながら転出先の市町村との連携に努めます。	こども家庭課
40	学校、保育園など関係者への研修	子どもを通してDVを発見した場合の連絡・通報体制の整備を図ります。子どもの保護命令が発せられた場合に適切な対応ができるよう、関係者への研修等を通して連携の強化を図ります。また、学校、保育園関係者への研修の実施を検討します。	学校教育課 こども家庭課
41	医師会及び医療機関通報体制の整備	医師会及び医療機関に対し、被害者を発見した場合の通報体制の整備について協力を求め、情報共有が行いやすい体制づくりに努めます。	こども家庭課

No.	施策	内容	所管課
42	警察への通報体制の整備と情報管理	加害者が被害者を探して、市を訪れた場合に備えて、警察に迅速に通報できるような体制の整備を図ります。また、被害者の情報が加害者に漏れないよう、厳格な情報管理体制の整備を図ります。	こども家庭課
43	妊産婦・乳幼児等の被害者の健康づくりに関する支援	妊産婦・乳幼児等の被害者に対して、対象者が安心して健診や予防接種等が適切に受けられるよう支援します。	健康増進課
44	子どもの就学・保育等の受入体制の整備	転入した被害者の子どもの受入について、関係課や専門機関とケース会議を開き、円滑に就学や保育ができるよう受入体制の整備を推進します。 また、被害者の転出先や居住地等の情報を適切に管理する体制整備を推進します。	学校教育課 こども家庭課
45	接近禁止命令への対応	被害者が子どもへの接近禁止命令の発令を申し出た場合、加害者が接近してきた場合の警察への通報など、適切な対応ができるよう学校や保育所等の関係機関との連携体制の整備を推進します。	学校教育課 こども家庭課

重点目標4 生涯を通じた男女の健康支援

【現状と課題】

男女が互いの人権を尊重しながら思いやりを持って生活していくためには、身体の特性を十分に理解し合い、生涯を通じて心身ともに健康であることが重要です。特に女性は、妊娠・出産などのほか、女性特有の疾患等を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる身体の変化や病気の問題に直面することに留意する必要があります。本市では、女性特有の健康課題に対して、周知啓発の機会の創出や子育て世代包括支援センターを中心とした妊娠・出産・子育て期における支援、各種健診の実施等を中心に事業を展開しています。

また、本市では第2次神崎市健康増進計画・母子保健計画「元気かんざき健康プラン」（2024～2035）を策定し、すべての世代の人たちが、「みんなで支え合い、誇りと笑顔あふれるまち 神埼」の実現に向けて様々な取組を推進しています。この計画を中心として、今

後もより多くの市民が健康づくりを推進していくことができるよう、相談支援体制の充実や安心して出産できる環境整備、女性特有のこころや身体の悩みに対応する体制整備を推進していくことが重要です。

【具体的な取組】

No.	施策	内容	所管課
46	学校教育における母性保護の視点に立った性教育の実施	母性機能が社会的に重要であることを含め、発達段階に応じた適切な授業を実施していきます。	学校教育課
47	学校におけるエイズや性感染症に関する学習機会の提供と予防教育の実施	医師や保健師等による専門的な授業を通して、中高校生に発達段階に応じたエイズや性感染症に関する正しい知識を普及し予防教育を充実させます。	学校教育課
48	性に関する相談体制の充実	女性相談専門窓口での相談員の資質向上を図りながら、性別に関わらず相談しやすい体制の充実に努めます。	総務課
49	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する講座・学習会の開催	男女共同参画関連講座や女性の健康教育を通して、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念を周知します。	総務課 健康増進課
50	妊娠・出産・子育て期における女性の支援体制の充実（子育て世代包括支援センター）	母子健康手帳の交付や妊婦・乳幼児健診等のあらゆる機会をとらえ、母子保健情報を収集、提供し、早期に不安や悩みを把握し解決を図ります。	健康増進課
51	各種検診の受診促進	広報（全戸配布チラシ、市報、市ホームページ掲載、SNS）による周知を行い、予防医療への関心を高め、特定健診をはじめとして、各種健診の受診率向上に努めます。	健康増進課
52	性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策	性差に応じたがん検診（乳がん、子宮がん、前立腺がん）や受診勧奨、心身の健康維持支援及び生活習慣病の予防を進めていきます。	健康増進課
53	健康教育と健康相談の実施	各世代を対象とし、公民館を活用して各地区における健康教育と、それに伴う健康相談を実施します。健康相談については、健康増進課で随時実施します。	健康増進課

No.	施策	内容	所管課
54	食生活の改善による健康の支援	肥満防止等、健康増進のため、市民へ広報誌等を利用した食生活改善の情報発信、普及啓発を図ります。	健康増進課
55	スポーツを通じた健康づくりの支援	スポーツ協会と連携し、男女問わず参加できるよう多様なスポーツの機会を提供し、スポーツ人口の増加を図って市民の健康づくりを支援します。	スポーツ振興課

重点目標5 生活に困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境づくり

【現状と課題】

正規雇用労働者や単身世帯、ひとり親世帯の増加により、経済上の困難に陥りやすい人が増えている中で、長期的な展望に立った就労支援や様々な生き方に沿った切れ目のない支援が必要です。

特に、女性は、妊娠・出産・育児等のライフイベントの影響、非正規に就きやすい就業構造、女性に対する暴力被害の影響、固定的役割分担意識等のために生活困難に陥りやすい状況にあります。

さらに、高齢者や障がい者、外国人及び性的マイノリティの方など生活の中で様々な困難を抱える場合があることから、それぞれの背景事情に配慮しながら、日常に感じている不安や不便の軽減を図り、安心して暮らせる支援が求められます。

【具体的な取組】

No.	施策	内容	所管課
56	ひとり親家庭等への経済的支援	児童扶養手当支給（母子及び父子家庭等）や医療費助成を行うとともに、生活福祉資金貸付制度を周知し、ひとり親家庭等の経済支援を図ります。	こども家庭課
57	ひとり親家庭等への家事や保育サービスの提供	一時的に家事や保育のサービスが必要な場合に県と連携して「家庭生活支援員」を派遣し、ひとり親家庭等の生活の安定に向け支援を行います。	こども家庭課

No.	施策	内容	所管課
58	相談業務の周知	民生委員・児童委員、家庭児童相談員、母子・父子自立支援員、佐賀県母子相談員等による各相談業務の周知を図り、必要な情報提供ができ、相談しやすい体制づくりに努めます。	こども家庭課
59	高齢者や障がいのある人等、誰もが安全に利用できる施設の整備促進	バリアフリーの視点に立った公共施設の点検見直しによる整備と、民間における施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン推進への理解促進を図ります。	財政課 高齢障がい課
60	障がい者が自立して生活できる環境の整備促進	障がいのある人が楽しく生きがいを持って生活でき、就労等で自立した暮らしができるよう支援します。	高齢障がい課
61	国際規範・基準の浸透	男女共同参画に関連する国際規範・基準について様々な機会をとおして周知を図ります。	総務課

重点目標6 女性視点を反映した地域の防災力向上

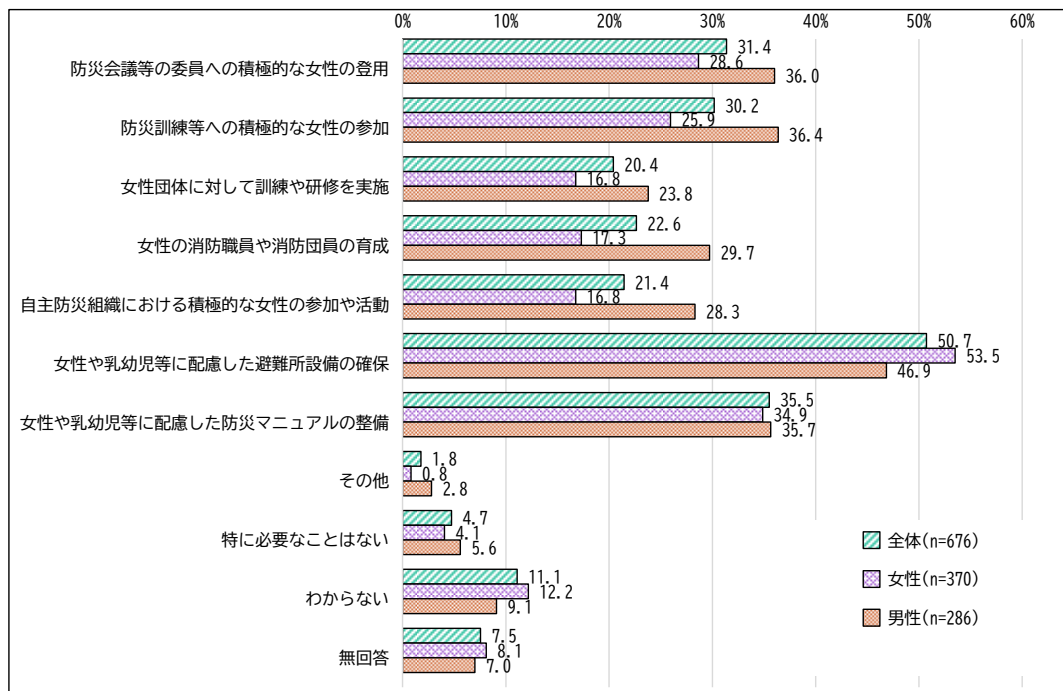
【現状と課題】

近年は地震や豪雨災害といった大きな災害が発生するケースが全国的に多くなっています。災害に向けた備えや、災害時における避難所運営については、女性の視点が行き届いていることが全国的に重要視されている状況です。本市においても、防災分野における政策・方針決定過程等に女性の参画の拡大を図るとともに、避難所運営における女性職員の配置数増加や女性ニーズを反映した物資の確保など、様々な取組を推進しています。

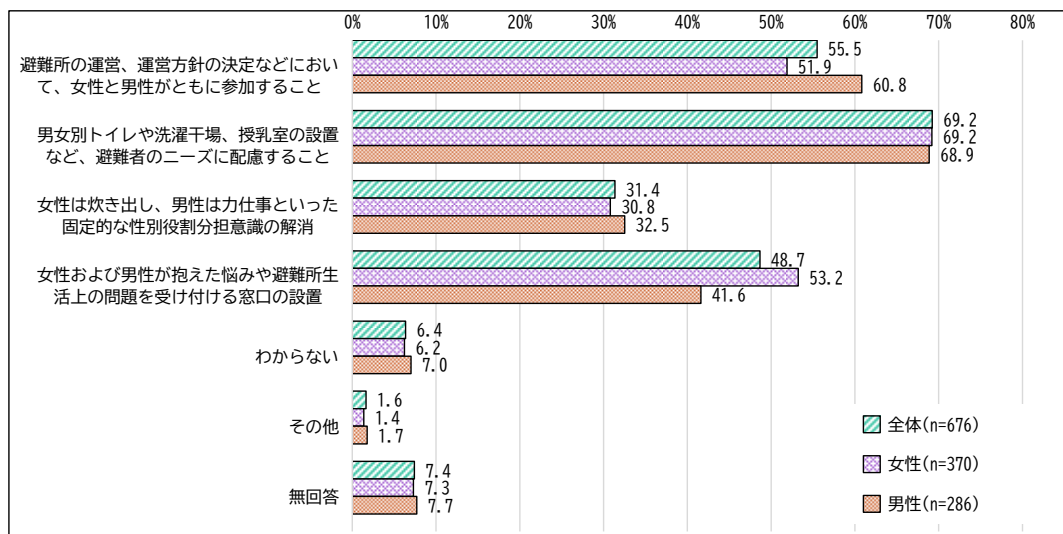
調査結果を見ると、「防災活動に関して男女共同参画の視点から必要なこと」について、「女性や乳幼児等に配慮した避難所設備の確保」が50.7%と最も高く、次いで「女性や乳幼児等に配慮した防災マニュアルの整備」35.5%、「防災会議等の委員への積極的な女性の登用」31.4%となっているなど、市民の要望が多岐にわたっていることが分かります。

また、「避難所における男女共同参画について必要なこと」については、男女別トイレや洗濯干場、授乳室の設置など、避難者のニーズに配慮すること」が69.2%と最も高く、次いで「避難所の運営、運営方針の決定などにおいて、女性と男性がともに参加すること」55.5%、「女性および男性が抱えた悩みや避難所生活上の問題を受け付ける窓口の設置」48.7%となっており、避難所の運営において男女共同参画の視点が求められている様子がうかがえます。

【防災活動に関して男女共同参画の視点から必要なこと】



【避難所における男女共同参画について必要なこと】



【具体的な取組】

No.	施策	内容	所管課
62	防災分野における政策・方針決定過程等に女性の参画の拡大	市の防災会議、災害時の災害復興対策の検討に女性委員等の参画を推進します。	防災危機管理課

No.	施策	内容	所管課
63	防災対策、避難所の運営、相談支援などに女性の視点の確保	防災用物資の備蓄、避難計画作成、避難所の運営、被災者支援等においては、男女でニーズの違いがあるため、担当者に女性を配置する等、男女双方の視点に配慮するよう努めます。	防災危機管理課
64	男女のニーズの違いに配慮した物資の備蓄	男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮し、女性用品、乳幼児用品等の必要とされる物資について、備蓄や物資供給の協定等により、一定程度の確保に努めます。	防災危機管理課
65	市民に対する備蓄の必要性の周知徹底	防災出前講座において備蓄の必要性を周知し、女性用品や乳幼児用品等の個人によってニーズが異なる食料、生活必需品等について、各人の備えを促します。	防災危機管理課
66	自主防災組織における女性の参加	自主防災組織における女性の参加を促進するとともに、意思決定者に複数の女性が含まれるよう育成を図ります。	防災危機管理課
67	女性消防団員が能力を発揮できる環境の整備	消防団活動の担い手として重要な役割を果たす女性消防団員について、処遇改善の検討や消防団活動により士気を高めるよう努め、女性の能力が発揮できるよう環境整備を行い、女性消防団員の確保に努めます。	防災危機管理課

基本方向3 女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり

政策や方針決定過程における女性の更なる参画拡大に向けて、女性登用促進、人材育成、就業支援など、あらゆる分野において女性が参画していくための施策を推進します。

重点目標7 女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革

【現状と課題】

働きたい人が性別に関わりなく、その能力を十分に発揮することは、個人の幸福の根幹をなすものであり、男女が個性と能力を発揮することによる多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の形成につながります。

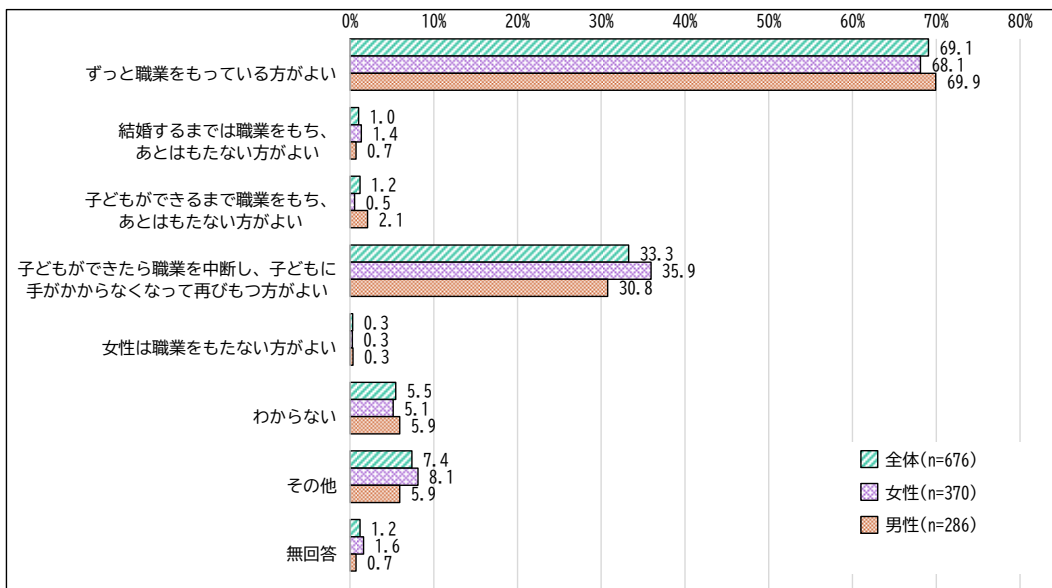
本市では、市内における女性職員の登用や研修会の実施、市民に向けた講演会の実施や情報提供等は十分に組み組めた一方、女性の就労及び能力開発や「家族経営協定」締結の推進、女性起業家等への支援については十分に推進できていない状況です。

意識調査の結果を見ると、「女性が職業を持つことについて思うこと」については、「ずっと職業をもっている方がよい」が69.1%と最も高く、次いで「子どもができたなら職業を中断し、子どもに手がかからなくなって再びもつ方がよい」33.3%となっています。

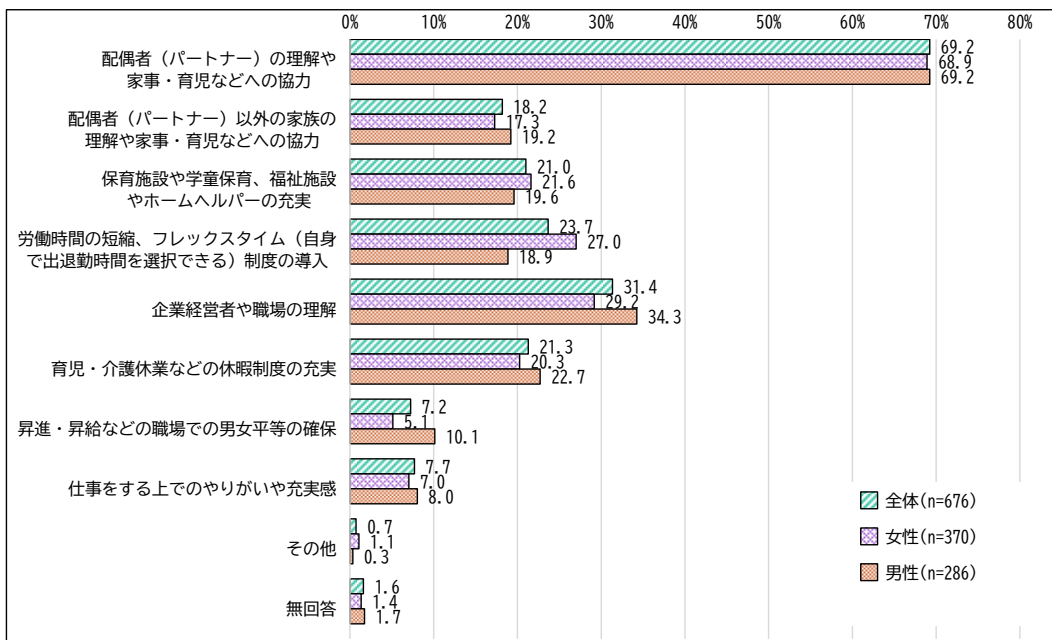
また、「女性が結婚後や出産後も退職せずに働き続けるために必要なこと」について、「配偶者（パートナー）の理解や家事・育児などへの協力」が69.2%と最も高く、次いで「企業経営者や職場の理解」31.4%、「労働時間の短縮、フレックスタイム（自身で出退勤時間を選択できる）制度の導入」23.7%となっています。

以前から、女性が出産や育児を経験した際にキャリアが途切れてしまい、職場への復帰が難しいことが指摘されています。現在は全国的に改善傾向にありますが、依然としてこのような課題は存在しています。就業に関する市民の希望を叶えることができるよう、雇用環境における男女の平等を推進していくとともに、女性の再就職や能力開発の支援を更に充実していくことが重要です。

【女性が職業を持つことについて思うこと】



【女性が結婚後や出産後も退職せずに働き続けるために必要なこと】



【具体的な取組】

No.	施策	内容	所管課
68	女性リーダーの育成	地域活動において女性の積極的な参加と女性の意見の反映を促進するため、研修や学習会を実施し、地域役員等においても女性の割合が高まるよう啓発活動に努めます。	総務課

No.	施策	内容	所管課
69	市職員研修会の実施	男女共同参画の理解を深め意識改革を図るため、市職員に対し、職員研修を実施するとともに、国・県、市民団体等が主催する講演会や研修、イベントの周知と積極的参加を呼びかけます。	総務課
70	女性職員の登用促進	職場における女性の採用拡大や、女性の管理職への登用等、積極的な改善措置の周知及び取り組みへの働きかけを行います。	総務課
71	男女共同参画推進市民団体の育成・支援	男女共同参画社会を推進するため、男女共同参画推進ネットワークに女性参画推進を委託し、市民団体等の育成・支援を継続的に行っていきます。	総務課
72	積極的に参画できる環境づくり	性別による役割分担意識や慣行（社会通念・習慣・しきたり）については、男女の相互理解のもと、それぞれの個性を發揮しながら、男女が対等な立場で意思表示や意思決定をし、責任分担等を目指せるよう啓発に努め、女性自ら積極的に参画できる環境づくりに努めます。	総務課
73	女性の就労・能力開発のための支援	女性のエンパワーメント（能力開化）のための、学習機会や情報を提供します。また妊娠、出産や育児などで、離職した方が安心して再就職できるように情報を提供します。また、性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力に応じた職員配置、女性の管理職登用に努めます。	総務課 商工観光課
74	「家族経営協定」締結等の推進	農業の家族従事者の労働条件が改善されるよう「家族経営協定」の締結の促進を継続的に行い、女性農家の地位向上を推進します。 家族が共に生きがいを持って働き、生活できるよう就業条件の整備や環境の整備などの推進を図ります。	農政水産課
75	女性起業家に対する支援	起業を目指す女性に対して、起業に関する知識・手法に関する情報や学習機会の提供など、支援の充実を図ります。	商工観光課

No.	施策	内容	所管課
76	新たな世代の商業者に対する支援	EC（ネット通販）を含む新規出店や、ICTを活用した販売促進に積極的にチャレンジする若者や女性商業者を中心とした新たな世代の商業者への支援を行います。	商工観光課
77	意欲ある女性職員の積極的な登用推進	本市の「人材育成基本方針」に掲げる各施策等の積極的活用・推進による意欲ある女性職員の積極的な登用の推進を図ります。	総務課

(再掲)

No.	施策	内容	所管課
5	固定的性別役割分担意識の解消の促進	性別による役割分担意識や社会制度・慣行（社会通念・習慣・しきたり）にこだわることなく、固定的性別役割分担意識の見直しにつながるような学習機会（男性の料理教室や講演会・市民ミニ講座等）の提供を行い、世代や性別を越えた意識改革を図ります。また、市の広報媒体（市報、ホームページ等）やパンフレット等を活用し、家事などでの固定的な性別役割分担意識の見直しを図ります。	総務課
11	男性の家事・子育て・介護等への参画促進	家事や子育て、介護における情報や支援制度を周知します。 男女共同参画に向けた意識づくりにつながる講座や学習会（男性の料理教室、イクカジ推進事業等）への参加・開催を促し、男性の家事等への参画促進を図っていきます。	総務課

重点目標8 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

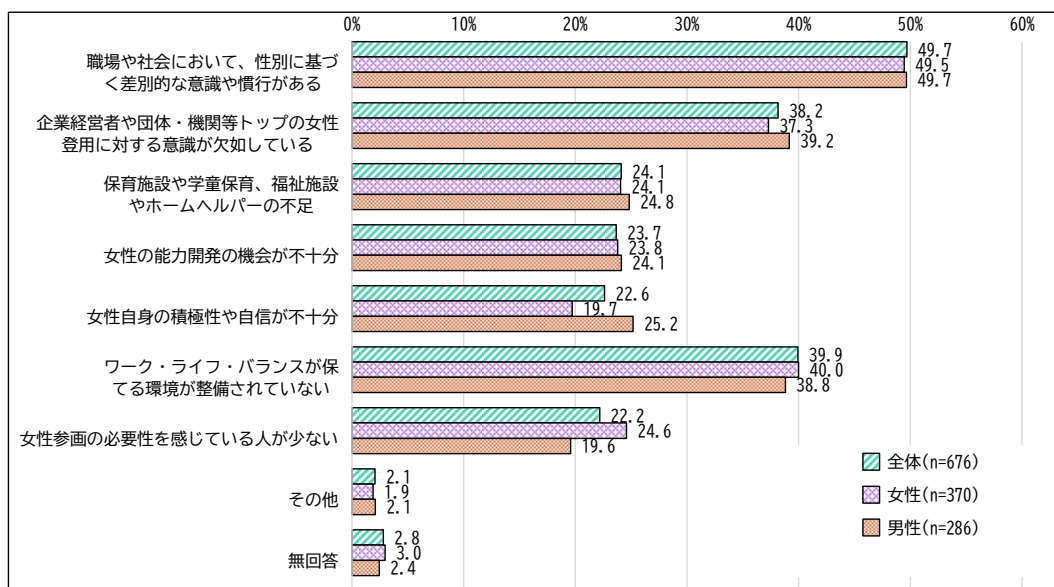
【現状と課題】

男女がともに対等なパートナーとして男女共同参画社会を実現するためには、だれもが参画できる環境づくりが求められます。身近な地域活動において男女共同参画の取組を推進するとともに、さまざまな視点や発想を取り入れることができるよう、あらゆる分野での政策・方針決定過程への女性の参画拡大を進めることが重要です。

意識調査の結果を見ると、「企画や方針決定の場に女性の参画が少ない理由」について、「職場や社会において、性別に基づく差別的な意識や慣行がある」が49.7%と最も高く、次いで「ワーク・ライフ・バランスが保てる環境が整備されていない」39.9%、「企業経営者や団体・機関等トップの女性登用に対する意識が欠如している」38.2%となっています。

この結果から、女性の参画拡大に向けては、いまだに古くからの差別的な意識や慣習が妨げになっている現状があるととともに、責任ある職務に就くことと家庭生活のバランスに不安を感じている様子がうかがえます。組織体制や男性の意識改革を進めていくことと同時に、いまだに家事の多くを女性が担っている現状を解消することも、女性が政策・方針決定過程への参画を推進していくことに繋がっていきます。

【管理職等への登用など企画や方針決定の場に女性の参画が少ない理由】



【具体的な取組】

No.	施策	内容	所管課
78	審議会委員の登用率の向上	女性委員のいない審議会・委員会等を解消するために、各年での登用率を調査し意識付けを行い、委員改選時に女性参画を促進し、積極的な登用と候補者名簿の随時改定に努めます。	総務課
79	農林業及び商工業など自営業における女性参画の推進	女性の農林業・商工業への主体的参画の構築のため、職業能力の向上のための研修会や女性のエンパワーメントを目的とした学習会を各種団体（商工会・JA等）と連携して開催し、女性リーダーや女性起業家の更なる育成に努めます。	商工観光課 農政水産課 林業課
80	地域への女性参画の促進	各種団体（商工会・JA等）の女性との女性参画に関する意見交換を行い、職場だけでなく家庭の理解向上を促すため市報による啓発活動に努め、地域活動団体等における代表者や役職者等の企画決定の場への女性の参画促進を行います。	総務課

(再掲)

No.	施策	内容	所管課
62	防災分野における政策・方針決定過程等に女性の参画の拡大	市の防災会議、災害時の災害復興対策の検討に女性委員等の参画を推進します。	防災危機管理課

重点目標9 仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

【現状と課題】

「男女雇用機会均等法」の改正や「育児・介護休業法」の施行など、関係法令の整備は進められている状況ですが、雇用や就労環境における男女格差など、働く場における課題はまだまだ残されています。また、家庭において女性が担う役割はいまだに多く、就労に関する女性の希望を妨げている要因となっています。

社会生活において男女が対等な立場で活躍し、それぞれのライフスタイルやニーズに応じた多様な生き方が選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた周知・啓発を推進するとともに、就労環境の整備や市が実施する各種サービスの充実に取り組んでいくことが重要です。

【具体的な取組】

①家庭生活に関する支援

No.	施策	内容	所管課
81	子育て支援センター等を活用した子育て支援の充実	多様なライフスタイル、子育てニーズに柔軟に対応できるよう、保育サービスの充実など、子育て支援策の充実に努めます。 男女が共に働き続けるため、子ども・子育て支援事業計画に基づき、利用の周知を行い、一時預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業、病児・病後時保育などを行います。	こども家庭課
82	放課後児童対策(学童保育)の実施	昼間、家庭に保護者が不在の児童(小学校1年生～6年生)に対し、適切な遊び及び生活の場の提供、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、健全な育成学童保育の充実を図ります。	社会教育課
83	男性の育児休業取得に関する制度や情報の提供	企業や事務所に対し、男性の育児休業取得に関する制度や情報を提供し、男性の育児休業取得の促進に努めます。	総務課

No.	施策	内容	所管課
84	地域包括支援センターを活用した介護支援の充実	介護は性別や年齢に関係なく、家族全員、社会全体で行うという意識のもと、高齢者等の介護サービスや介護予防相談及び介護予防教室を開催し、意識の啓発と介護者の負担軽減を更に強化し、介護サポーターの有効な活用と介護（認知症を含む）を行う家族支援についての充実を図ります。 また、在宅介護・福祉サービスの周知と介護予防事業の実施を一層推進します。	高齢障がい課

②仕事に関する支援

No.	施策	内容	所管課
85	企業へ情報の提供など啓発活動	市内企業に対し、職場における固定的な性別役割分担意識の解消への啓発や労働時間等設定改善法に基づく労働時間短縮や男性職員の育児休業が図られるよう、市の広報媒体（市報、ホームページ等）やパンフレット等を活用し、普及・啓発に努めます。	商工観光課
86	労働条件改善のための環境整備の推進	市の広報媒体（市報、ホームページ等）を活用し、パートタイム労働法に関する法律などの情報提供を行います。	商工観光課
87	職場における暴力の根絶	市の広報媒体（市報、ホームページ等）やパンフレット等を活用し、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの防止に向けた啓発活動を行います。また、ハラスメント被害への対応策や相談窓口についての情報提供や相談しやすい体制づくりなどに努めます。	総務課

(再掲)

No.	施策	内容	所管課
73	女性の就労・能力開発のための支援	女性のエンパワーメント（能力開化）のための、学習機会や情報を提供します。また出産や育児などで、離職した方が安心して再就職できるように情報を提供します。また、性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力に応じた職員配置、女性の管理職登用に努めます。	総務課 商工観光課

③仕事と家庭・地域生活全般に係る支援

No.	施策	内容	所管課
88	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の観点から、長時間労働の見直しや育児休業・介護休業など、休暇が取りやすい職場環境と労働時間短縮の促進に向けて、市内企業への働きかけや市報・ホームページ等での啓発に努めます。	総務課 商工観光課

(再掲)

No.	施策	内容	所管課
80	地域への女性参画の促進	各種団体（商工会・JA等）の女性との女性参画に関する意見交換を行い、職場だけでなく家庭の理解向上を促すため市報による啓発活動に努め、地域活動団体等における代表者や役職者等の企画決定の場への女性の参画促進を行います。	総務課

第5章 数値目標一覧

No.	指 標	現状値 (令和6年)	目標値 (令和11年)	所管課
1	学校教育における男女平等達成感	49.1%	60.0%	学校教育課
2	社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女平等達成感	12.9%	20.0%	総務課
3	男女共同参画社会基本法の認知度	14.8%	20.0%	総務課
4	男女雇用機会均等法の認知度	39.2%	45.0%	総務課
5	神崎市男女共同参画社会基本計画・DV被害者支援計画・女性の活躍推進計画の認知度	3.3%	20.0%	総務課 こども家庭課
6	家庭生活における男女平等達成感	30.9%	40.0%	関係各課
7	職場における男女平等達成感	28.0%	35.0%	総務課
8	地域活動・社会活動の場での男女平等達成感	29.4%	40.0%	総務課 社会教育課
9	市の各種審議会等における女性委員の割合	24.5% (R6.4.1現在)	40.0%	総務課
10	LGBTQの認知度	35.7%	50.0%	総務課
11	女性消防団員数	21人 (R6.4.1現在)	30人	防災危機管理課

第6章 推進体制の充実・連携強化

1 計画の推進体制の充実

策定後の取組についての調査・報告を実施し、庁内各課の連携と整合のとれた施策の推進を図るとともに、審議会の中で各種調査審議を行い、本計画の推進状況等について、広く市民に公表していく必要があります。

2 庁内各課の役割の強化

計画の推進体制が効果的に機能するよう、関係各課は男女共同参画関連施策について積極的に関与、推進に努め、当該施策について男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を把握し、それぞれの施策において、直接または間接的に男女共同参画の視点を反映させるように努める必要があります。

また、男女共同参画の推進には、各課の総合的かつ横断的な取組が必要なことへの認識を深め、連携、協力しながら推進していくことが大切です。

3 市民と事業者、行政の連携及び協働で取り組む男女共同参画

男女がともに自立し支えあう理想的な地域社会は、行政をはじめ、それぞれの主体が連携し、協働しなければ実現できません。このため、本計画においては、地域における男女共同参画ネットワークづくりを推進しながら、それぞれの主体が取り組むべき役割を明確にし、男性も女性もともにいきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現を目指していく必要があります。

参考資料

1 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日 法律第78号)
最終改正:平成11年12月22日 法律第160号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における

活動に参画する機会が確保され、もって

男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっ

とり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勧案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勧案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(以下略)

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日 法律第31号)
最終改正:令和4年6月17日 法律第68号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十條)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが

事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、か

つ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を

行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
 - 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
 - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者から暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定

める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共

に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者とその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者とその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者とその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項

第4次神崎市男女共同参画基本計画

DV被害者支援計画・女性の活躍推進計画

第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る

事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由

により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、

第4次神崎市男女共同参画基本計画

DV被害者支援計画・女性の活躍推進計画

配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係に

ある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 (省略)

3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日 法律第64号)
最終改正: 令和4年6月17日 法律第68号

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
 - 第二章 基本方針等(第五条・第六条)
 - 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)
 - 第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)
 - 第三節 特定事業主行動計画(第十九条)
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)
 - 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)
 - 第五章 雑則(第三十条—第三十三条)
 - 第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する

事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

第4次神崎市男女共同参画基本計画

DV被害者支援計画・女性の活躍推進計画

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勧案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勧案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勧案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付するこ

とができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものを用いる。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とある

第4次神崎市男女共同参画基本計画

DV被害者支援計画・女性の活躍推進計画

のは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更した

ときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措

置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内

において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施の

ため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 (省略)

4 神崎市男女共同参画審議会設置要綱

平成20年4月1日

要綱第39号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の推進に関し、広く市民の意見、要望等を反映させ総合的な施策の推進を図るため、神崎市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、前条の目的を達成するために、次の事務を行う。

(1) 男女共同参画社会の推進に関する事項について、情報及び意見の交換を行うこと。

(2) 男女共同参画計画策定等に関し提言すること。

(3) その他目的達成に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、市民、関係団体の代表者及び識見者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の任期はこれを妨げない。

(役員)

第5条 審議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

2 役員は、委員の互選によりこれを定める。

(役員の仕事)

第6条 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会は、必要に応じ委員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(アドバイザー)

第8条 審議会は、必要に応じアドバイザーを置くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の事務は、総務企画部総務課で処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年要綱第61号）

（施行期日）

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年3月1日から施行する。

5 神崎市男女共同参画審議会委員名簿（任期：令和6年～）

	氏名	所属	役職
1	ほんじょう としゆき 本庄 敏幸	神崎市区長会	
2	おおぐし ふみこ 大串 文子	神崎市消防団女性隊	班長
3	ふじはら かずみ 藤原 一美	神崎市商工会女性部	監査・理事
4	たいら れいこ 平 礼子	J A さが神埼地区女性部	部長
5	イシカワ マサヒデ 石川 雅英	神崎市P T A連絡協議会	会長
6	ひらやま ただなお 平山 忠直	神崎市小学校校長会	会長
7	はらぐち かつみ 原口 克	神崎市中学校校長会	会長
8	さとう さよこ 佐藤 早世子	神崎市民生委員児童委員会	監事
9	ひろたき たかこ 廣瀧 喬子	神崎市男女共同参画推進ネットワーク	副会長
10	よしい ひさこ 吉井 久子	神崎市男女共同参画推進ネットワーク	副会長
11	えぐち あつこ 江口 敦子	神埼地区人権擁護委員	
12	さとう えつこ 佐藤 悦子	千代田地区人権擁護委員 神崎市男女共同参画推進ネットワーク	会長
13	もりさき ひずる 森崎 ひずる	脊振地区人権擁護委員	

【アドバイザー】

西九州大学 健康福祉学部 社会福祉学科長 安徳弥生 教授

6 用語解説

	用語	解説
あ	育児・介護休業法 (育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)	育児や家族介護を行う労働者の仕事と家庭の両立支援のために定められた法律。
	SDGs (持続可能な開発目標)	2015年の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。
	SNS	Social・Networking・Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略で、社会的な(ソーシャル)繋がり(ネットワーキング)を提供するサービス。 インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォンやパソコン用のWebサービスのことで、特に情報の発信・共有・拡散といった機能が特徴。
	M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられる。
	LGBTQ	レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(こころの性とからだの性の不一致)、クエスチョニング(性的指向・性自認が定まっていない)の頭文字をとったものであり、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の総称の1つとして用いられている。
	エンパワーメント	力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。
か	家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定。
	固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方。

	用語	解説
さ	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)	一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別：ジェンダー」という。
	女性活躍推進法 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)	女性の職業生活における活躍を推進し実現するため、採用や昇進等への積極的登用、仕事と家庭生活の両立のための環境整備などの基本原則を定め、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を目指す法律。
	女性相談員	女性相談員並びに母子・父子自立支援員の職務であり、権利擁護・啓発、ひとり親家庭への自立支援、DV等被害女性への支援など女性の生きづらさへの総合支援活動を役割としている。
	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることを定める。
さ	性的マイノリティ	身体や染色体において男女両方の特徴を併せ持つなど中間的な性別の人、身体上の性別と心の性別が異なる性別違和の人、恋愛感情や性的意識が同性や両性に向かう人などをいう。性的少数者、セクシュアル・マイノリティともいう。
	セクシュアル・ハラスメント	継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。
た	男女共同参画社会	男女が性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

	用語	解説
た	男女共同参画社会基本法	「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけ、国の政策に関する基本方針を明らかにするとともに、基本理念や国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本となる事項などを定めている法律。
	男女雇用機会均等法 (雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)	職場において、男女に平等に機会が与えられ、待遇が確保されることを目指す法律。昭和60年(1985年)に制定されたが、その後改正され、平成11年(1999年)4月1日に改正男女雇用機会均等法が施行された。 男女差別の禁止がよりはっきり打ち出され、事業主に改善を求める制度が強化された一方、深夜業の原則解禁、女性のみ募集の禁止などが盛り込まれた。
	デートDV	交際相手等親しい関係にあるカップル間で起こる暴力。
	DV防止法	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(通称:DV防止法、配偶者暴力防止法)で平成14(2002)年4月1日から全面施行された。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することで、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図っている。
	ドメスティック・バイオレンス (DV)	配偶者や恋人など、親しい関係にある人からの暴力。なぐる、けるなどの身体的な暴力だけでなく、言葉で傷つけたり無視したりする心理的暴力や、生活費を渡さないなどの経済的暴力、行動を監視したりする社会的暴力、望まない性行為を強要するなどの性的暴力などの形がある。
は	ハラスメント	相手に対して行われる「嫌がらせ」のこと。地位や権力などを背景に相手に嫌がらせを行うパワー・ハラスメントや、男女問わず性的な嫌がらせを行うセクシャル・ハラスメント、研究教育の場における権力を利用したアカデミック・ハラスメント、妊娠・出産・育児を機会に職場において、精神的・肉体的な嫌がらせや給料の減給、不当解雇、雇い止め、内定取り消しなどの扱いをするマタニティ・ハラスメントなど、様々な種類のハラスメントがある。
ら	リプロダクティブヘルス/ライツ	性と生殖に関する健康/権利。女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定する権利のこと。

7 相談機関一覧

○市の相談窓口

相談先	連絡先・相談内容・相談場所など
神崎市役所 総務課	TEL：0952-37-0088
神崎市役所 こども家庭課	TEL：0952-37-3873
神崎市福祉事務所 (神崎市役所 福祉課内)	TEL：0952-37-0110

○行政・人権相談

連絡先・相談内容・相談場所など		
市役所 本庁舎	原則、第3月曜日 13時～16時	TEL：0952-37-0088
千代田交流センター	原則、第2水曜日 13時～16時	
脊振交流センター	原則、第2金曜日 9時～12時	

○配偶者暴力相談支援センター

相談先	連絡先・相談内容・相談場所など
佐賀県女性相談支援センター	TEL：0952-28-1616 ※土・日・祝・年末年始を除く 月～金／9：00～16：30 相談内容：女性に関する様々な悩み
アバンセ 女性のための総合相談	TEL：0952-26-0018 火～土／9：00～21：00 日・祝日／9：00～16：30 相談内容：女性の様々な悩み ◇ 法律相談：第1土、第3木 13：00～16：00（予約制） ◇ こころの相談：第1木、第3土 14：00～16：00 （予約制）
男性総合相談	TEL080-6426-3867 【電話】原則、毎週水（祝日除く）／19：00～21：00 【面談】原則、毎月第4土／14：00～16：00（要予約） 相談内容：男性の様々な悩み

○警察

連絡先・相談内容・相談場所など
緊急時は110番または最寄りの警察（神埼警察署 TEL：0952-52-2114） 警察相談室（警察総合相談窓口）24時間対応 #9110 または TEL：0952-26-9110

○法務局

相談先	連絡先・相談内容・相談場所など
女性の人権ホットライン	TEL：0570-070-810
こどもの人権	TEL：0120-007-110
みんなの人権110番	TEL：0570-003-110

○特定非営利法人 被害者支援ネットワーク佐賀 VOISS（ボイス）

連絡先・相談内容・相談場所など
TEL：0952-33-2110 月～金／10：00～17：00 メール相談：voiss@f3.dion.ne.jp

○その他

相談先	連絡先・相談内容・相談場所など
佐賀県中部保健福祉事務所 （レディース健康相談・DV等女性相談）	TEL：0952-30-2183
佐賀県弁護士会 （弁護士クイック・ナイター相談）	TEL：0952-24-3411 毎週土／13：00～15：30 毎週火／17:30～19:30（10分程度）
佐賀県ひとり親家庭サポートセンター	TEL：0570-078-361 0952-97-9767（IP）
法テラス佐賀	TEL：050-3383-5510
佐賀労働基準監督署	TEL：0952-32-7133 月～金／8：30～17：15

7 計画策定経緯

年月日	内容
令和6年8月23日	第1回神崎市男女共同参画審議会 (1) 基本計画等策定業務の今後の方針・スケジュールについて (2) 市民意識調査（アンケート）について
令和6年9月6日 ～9月30日	「男女共同参画社会の実現に向けた市民意識調査」実施
令和6年11月25日	第2回神崎市男女共同参画審議会 (1) 男女共同参画市民意識調査（アンケート）の報告 (2) 第4次神崎市男女共同参画基本計画・DV被害者支援計画・女性の活躍推進計画（案） (3) 今後の方針・スケジュール
令和7年2月12日	第3回神崎市男女共同参画審議会 (1) 第4次神崎市男女共同参画基本計画・DV被害者支援計画・女性の活躍推進計画（案）について (2) パブリックコメントについて (3) 神崎市男女共同参画計画策定スケジュールについて
令和7年2月	パブリックコメント
令和7年3月14日	第4回神崎市男女共同参画審議会
令和7年3月	提言

**第4次神崎市男女共同参画基本計画
DV被害者支援計画・女性の活躍推進計画**

2025年（令和7年）3月

編集・発行／神崎市

Tel：0952-52-1111（代表）

URL：<http://www.city.kanzaki.saga.jp/>



神崎市
KANZAKI